

別紙 2

世田谷区社会的養育推進計画

素案（案）

令和 2 年 8 月

世 田 谷 区

目次

第1章 基本的考え方と全体像	7
1 計画の概要	7
2 策定の目的とこれまでの経緯	7
3 計画の「理念」・「目指すべき姿」	7
4 計画の位置づけ	9
(1) 区の社会的養育の全体像	9
(2) 世田谷区社会的養育推進計画と他計画との関係性	10
① 世田谷区子ども計画（第2期）後期計画と本計画の関係	10
② 世田谷区児童相談所設置・運営計画と本計画の関係	10
③ 「都道府県社会的養育推進計画」と本計画の関係	10
5 計画期間	11
第2章 世田谷区の状況	12
1 人口等	12
(1) 区の人口の推移	12
(2) 区の人口推計	13
(3) 区の年次別出生数と合計特殊出生率の推移	14
(4) 区の乳幼児の養育状況の推移	15
(5) 社会的養護のもとで育つ児童数	16
2 里親等の状況	17
(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数	17
(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数	18
(3) 里親等委託率の現状	19
3 児童養護施設、乳児院の状況	21
(1) 児童養護施設の入所児童数	21
(2) 児童養護施設の小規模化の状況	22
(3) 乳児院の状況	23
(4) グループホーム設置数	24
(5) 個別的ケアが必要な児童の入所状況	25
4 進路・離職状況	26
(1) 進路状況	26
(2) 進学した学校における在籍・卒業状況	28
(3) 離職状況（参考）	28
5 児童相談所等の運営状況	29
(1) 児童虐待相談の対応状況	29
(2) 区児童相談所開設時の職員体制	31

(3) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数	32
(4) 区の一時的保護の状況	33
(5) 一時保護委託の児童数	34
(6) 一時保護所入所率、平均保護日数	35
第3章 世田谷区における具体的な取り組み	36
1 予防型の児童相談行政の構築	36
(1) 現況	36
① これまでの経緯	36
② 具体の取り組み内容	37
(2) 今後の取り組み	39
① 求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成	39
② 児童相談所業務の第三者評価の導入	39
③ AI（人工知能）を活用した児童相談行政の専門性の維持・向上	40
2 家族再統合に向けた取り組み	40
(1) 現況	40
(2) 今後の取り組み	40
① 基本的な考え方	40
② 養育者支援	40
3 特別養子縁組の促進に向けた取り組み	41
(1) 現況	41
(2) 今後の取り組み	41
4 家庭と同様の環境における代替養育の推進	42
(1) 現況	42
(2) 今後の取り組み	43
① 里親委託率の目標設定	43
② 里親の認知度の向上に向けた取り組み	44
③ 地域資源を活用した支援の展開	44
④ 里親支援体制の一層の充実	44
⑤ 愛着形成のための心理療法プログラムの活用	45
⑥ 当事者である子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）の取り組み	45
⑦ ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実	45
⑧ 配慮を必要とする児童の支援に向けた相談・専門支援機関との連携体制の構築	45
5 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	45
(1) 現況	45
(2) 今後の取り組み	46
① 施設で養育が必要な子ども数の見込みに基づく施設整備の促進	46
② ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実	46
③ 施設の多機能化	46

④ 愛着形成のための心理療法プログラムの活用（再掲）	46
⑤ 当事者である子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）の取り組み（再掲）	46
6 代替養育のもとで育つ子どもたちの自立支援	47
(1) 現況	47
(2) 今後の取り組み	48
7 一時保護児童への支援体制の強化	48
(1) 現況	48
① 適切な保護の実施	48
② 家庭的な環境の一時保護所の整備	49
③ 一時保護所における権利擁護の取り組み	49
(2) 今後の取り組み	50
8 子どもの権利擁護について	50
(1) 現況	50
① 一時保護された子どもにかかる権利擁護の取り組み	50
② 措置等にあたっての子どもの意見聴取の取り組み	50
③ 措置された子どもにかかる権利擁護の取り組み	51
④ 被措置児童等虐待対応について	51
⑤ 子どもに対する子どもの権利の周知について	52
(2) 今後の取り組み	52
① 被措置児童の意見表明支援のための第三者委員制度の構築	52
② 一時保護児童・被措置児童虐待防止に向けた取り組み	52
③ 人権教育との連携	52
④ 関係機関や子どもとの意見交換の実施	52
9 その他	53
(1) 要保護児童等に関する全国情報共有システムへの参加	53
(2) 計画の進捗管理と見直し	53

第4章 里親等委託・施設養育の推計と目標 **54**

1 推計にあたっての前提条件	54
(1) 推計の方法	54
(2) 計画数値の補正	55
(3) 広域調整による里親（養育家庭）・施設等の相互利用と区の目標について	55
2 代替養育を必要とする児童数の推計	56
(1) 算出手順	56
① 代替養育を必要とする児童数の算出式	56
② 算出式で用いる係数の推計	56
(2) 区における代替養育を必要とする児童数の算出結果	57
3 里親等委託の目標	58
(1) 里親等委託率の目標値	58

(2) 里親等登録数の目標整備量	58
① 目標整備量	58
② 令和6年度までの各年次別整備目標量	59
(3) 取り組みの評価・検証	59
① 評価・検証の基本的な考え方	59
② 評価・検証の方法	59
4 施設養育の必要量の推計	62
(1) 施設で養育が必要な児童数	62
(2) 「必要な施設定員数」の推計	62
① 推計方法	62
② 必要な施設定員数	62
③ 令和6年度までの各年次別整備目標量	63
(3) 整備方針	63
① 3歳以上就学前、学童期以降の児童の施設養育（再掲）	63
② 3歳未満の施設養育	63

第5章 参考資料..... 64

1 代替養育を必要とする児童数の推計資料	64
(1) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）の推計	64
① 推計方法	64
② 都の推計	64
③ 区の推計	64
(2) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）の推計	65
① 推計方法	65
② 都の推計	65
③ 区の推計	65
(3) 潜在需要の推計①（在宅指導中児童のうち施設等の利用が可能であった児童の推計）	66
① 児童人口に対する在宅指導中児童数の推計	66
② 在宅指導中児童のうち施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童の推計	66
(4) 潜在需要の推計②（潜在的な児童虐待事案のうち入所措置等を必要とする可能性のある児童の推計）	68
① 推計方法	68
② 都の推計	68
③ 区の推計	68

第1章 基本的考え方と全体像

1 計画の概要

- ・各都道府県は、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を「都道府県社会的養育推進計画」として策定することとされている。
- ・平成30年7月に、その策定要領が国より示されており、基本的には各都道府県において策定するとされているが、児童相談所の設置市（児童相談所を開設した特別区含む）においても本計画を策定できるとされている。

<参考>都道府県社会的養育推進計画の記載事項（平成30年7月厚生労働省子ども家庭局長通知抜粋）

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

2 策定の目的とこれまでの経緯

- ・区は、児童相談所開設に伴い、家庭への養育支援から代替養育までを通じた社会的養育の体制整備に一貫して取り組むこととなる。また、社会的養育を着実に推進していくためには、その体制整備に向けた区の基本的考え方と、目標とする全体像を具体的に示す必要がある。
- ・こうしたことから、区は、「世田谷区児童相談所設置・運営計画」（令和元年7月最終更新）において、これらを明らかにした「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～11年度）」（以下、この章において「本計画」という。）を策定することを定めたものである。

3 計画の「理念」・「目指すべき姿」

<背景>

- ・子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化している。こうした変化に対応するため、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定

など国による児童虐待防止の取り組みが進められるとともに、区においても、地域と力を合わせ、児童虐待の発生予防や、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立などの施策を展開してきた。一方、東京都においては、都の児童相談所と、特別区の子ども家庭支援センターの両機関が連携した児童相談行政が展開されてきたが、児童虐待相談対応件数の増加が続く中、都区の二元的な運用体制の下で生じる、情報共有をはじめとした様々な問題が指摘され、その解消が喫緊の課題となっていた。

- ・こうした背景の下、特別区は、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政の運営が必要であるとの認識から、児童相談所の特別区への移管に向けた都との協議に臨んできた。その後、特別区長会の要望を受け、平成28年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正において、平成29年4月より特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることが明記され、ようやくその設置が具体化されるに至った。

＜区の児童相談所設置とその目標＞

- ・平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされている。区は、こうした法改正の趣旨等を踏まえ、早期の児童相談所の移管が子どもの最善の利益のために必要であると判断し、令和2年4月に特別区初となる区立の児童相談所を開設した。
- ・区の児童相談所の設置は、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を大きく前進させる大きな挑戦である。この認識の下、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図っている。

＜本計画の「理念」・「目指すべき姿」＞

- ・区は、児童相談所の開設と、児童相談行政の再構築に向けたこれまでの取り組みを引き継ぎ、そのさらなる前進を目指すこととし、本計画において、次のことを理念として定め、その実現に向けた取り組みや目標などを明らかにするものとする。

本計画の「理念」・「目指すべき姿」

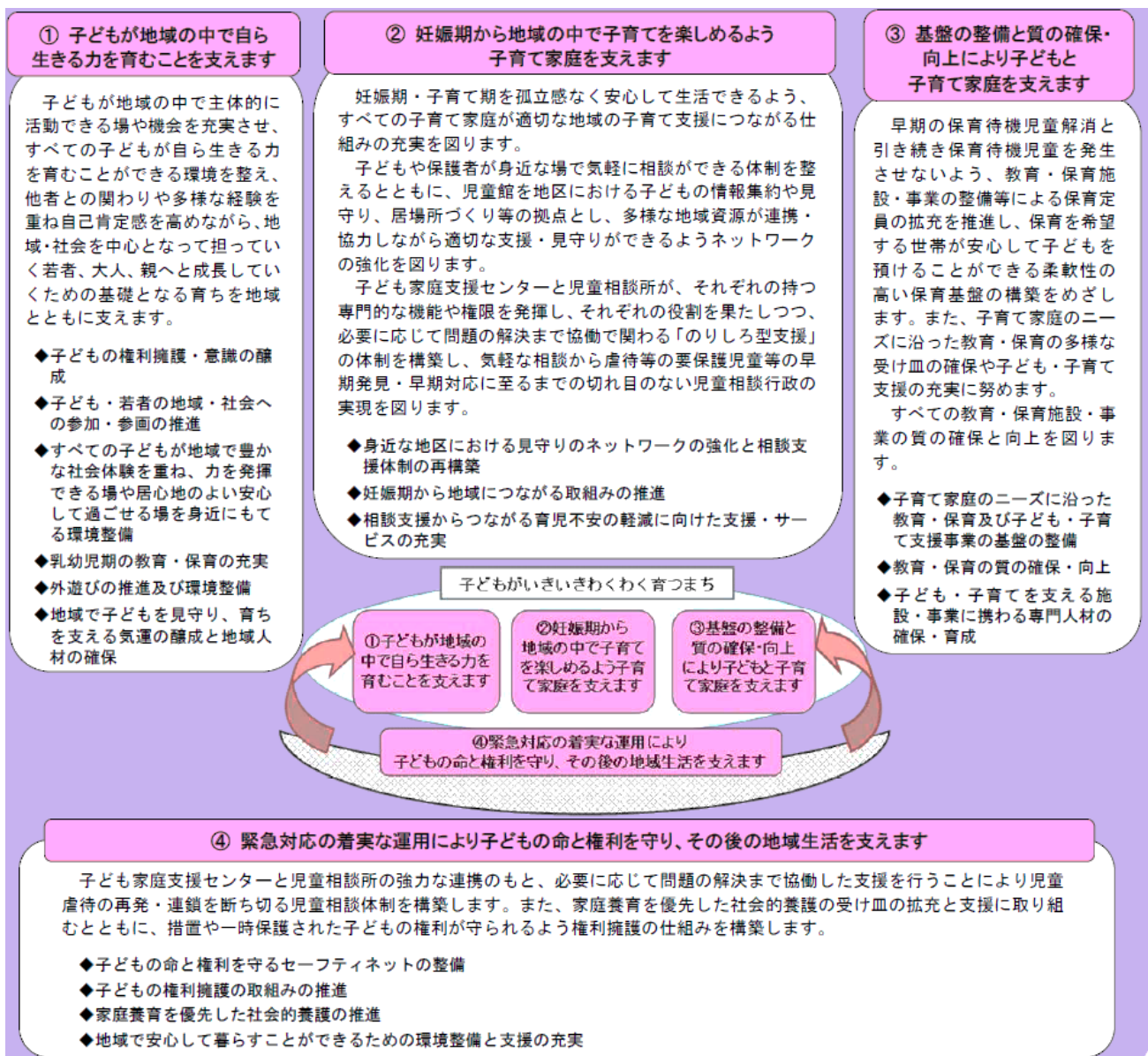
区は、子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進するとともに、家庭への養育支援から代替養育までを通じた、社会的養育の体制整備に一貫して取り組み、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指します。

4 計画の位置づけ

(1) 区の社会的養育の全体像

- ・令和2年4月、区は子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進する「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」に基づく新たな取り組みを開始した。
- ・この「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」は、区の子ども・子育てにかかる相談支援を網羅し、家庭への養育支援から代替養育までを通した区の社会的養育の全体像として位置づけられるものである。

【世田谷区子ども計画（第2期）後期計画の概要】



(世田谷区子ども計画（第2期）後期計画より抜粋・一部編集)

(2) 世田谷区社会的養育推進計画と他計画との関係性

① 世田谷区子ども計画（第2期）後期計画と本計画の関係

- ・本計画は、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けた体制整備を進めるため、国の示す策定要領に沿いながら、「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」で示す様々な取り組みのうち、当事者である子どもの権利擁護や、里親等への養育委託の推進等に向けた目標や具体的な内容等について定めるものである。

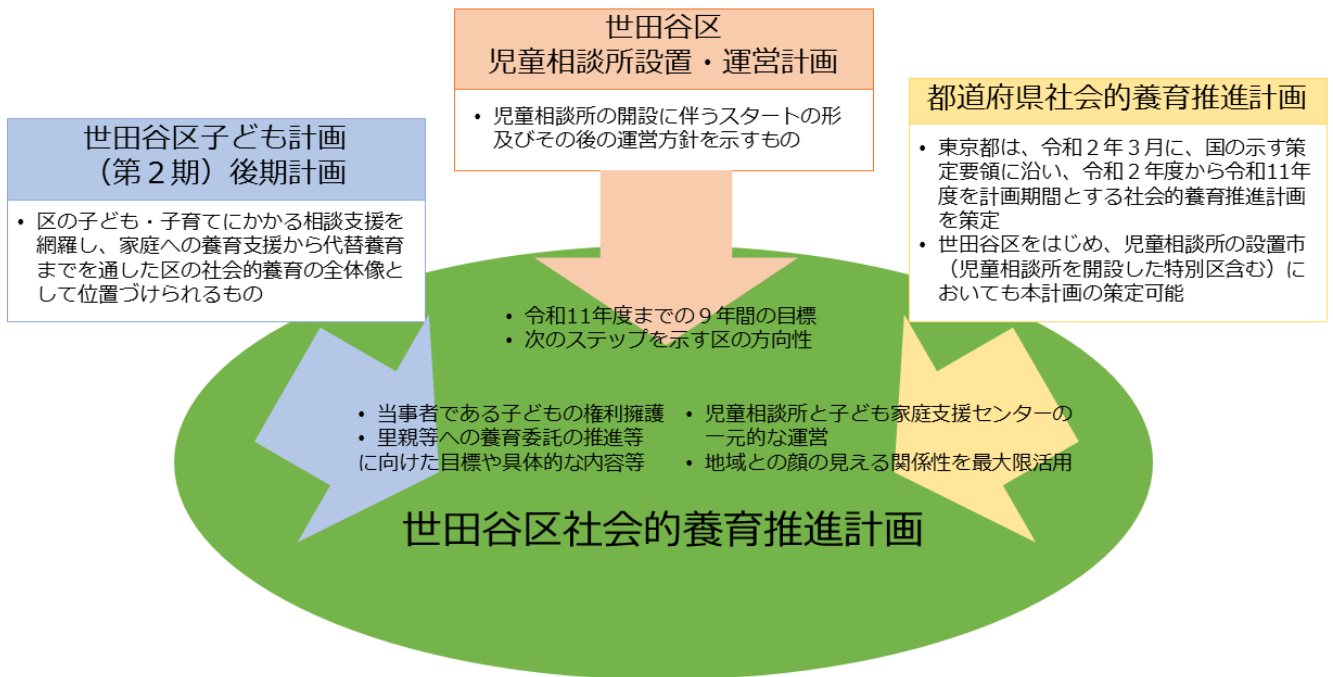
② 世田谷区児童相談所設置・運営計画と本計画の関係

- ・「世田谷区児童相談所設置・運営計画」は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とするべく、有識者・関係機関との議論や、実務面での検討状況を取りまとめ、令和元年7月の最終更新をもって確定したものである。
- ・本計画は、「世田谷区児童相談所設置・運営計画」で定めた方向性を踏まえつつ、児童相談所開設以降における子どもの権利擁護や、里親等への養育委託の推進等に向けた目標や具体的な内容等について定めるものである。

③ 「都道府県社会的養育推進計画」と本計画の関係

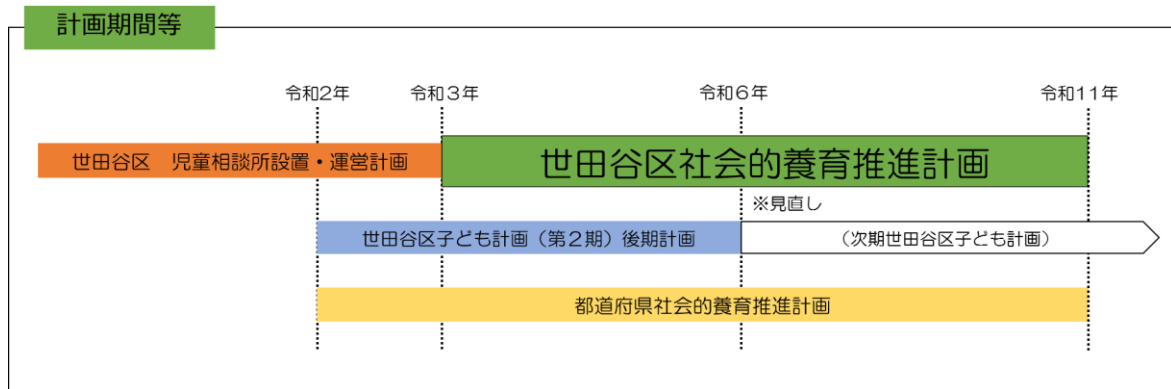
- ・本計画は、「新しい社会的養育ビジョン」及び「都道府県社会的養育推進計画策定要領」を踏まえるとともに、区の実情を踏まえ、定めるものである。
- ・一方、都は、令和2年3月に、国の示す策定要領に沿い、令和2年度から令和11年度を計画期間とする社会的養育推進計画を策定したところである。区は、これを踏まえつつ、地域との顔の見える関係を最大限に活用し、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充を図るなど、区ならではの社会的養育推進計画の策定を目指すものである。
- ・区の計画策定にあたっては、都の計画の着実な取り組みを前提に、区の子どもたちが適切な養育を受けられる機会の拡充を目指すこととし、都の計画推進とも整合を図りながら定めるものである。

世田谷区社会的養育推進計画と他計画との関係性



5 計画期間

- 令和3年度から令和11年度までの9年間とする。
- 令和6年度に進捗状況の検証、計画の見直し等を行う※。



※令和6年度は、区の社会的養育の全体像として位置づけられる「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画」の終期にあたるとともに、本計画の中間年にあたることから、当該年度において本計画に基づく取り組みの進捗状況の検証や、計画の見直し等を行うものである。

第2章 世田谷区の状況

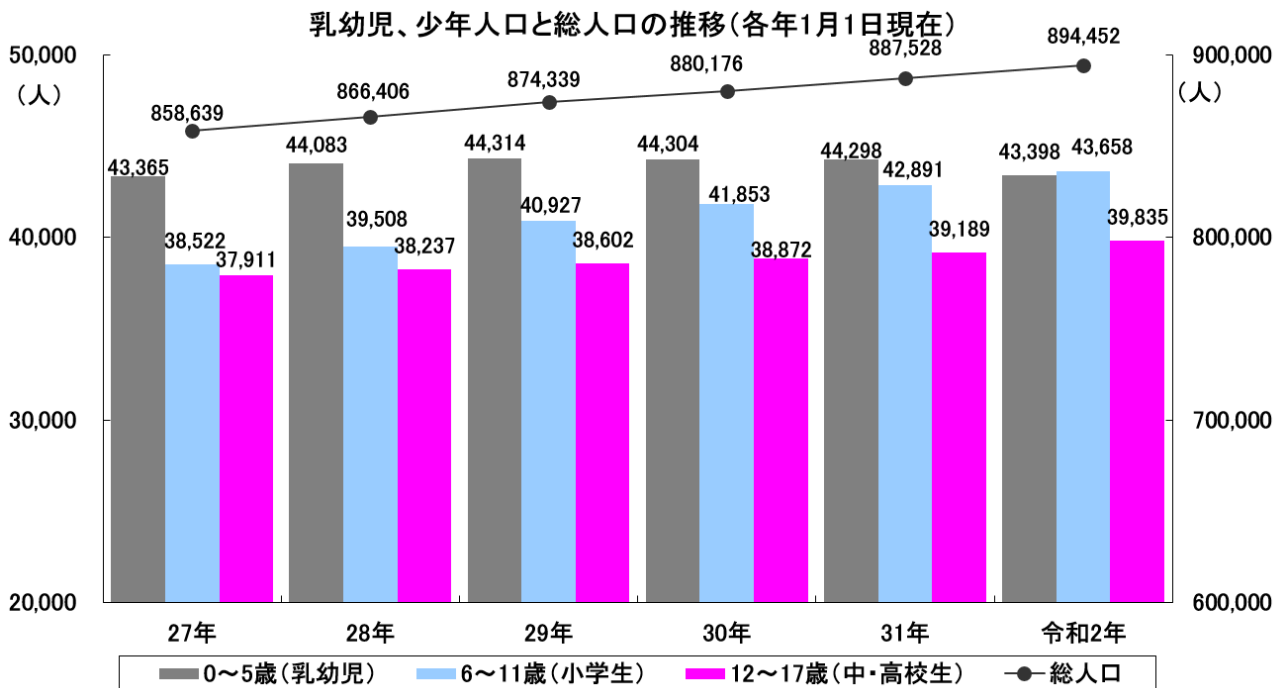
1 人口等

(1) 区の人口の推移

区の総人口・児童人口ともに増加傾向にある。年代別にみると少し傾向が変わりつつあり、これまで0～5歳人口の増加が顕著であったが、6～11歳人口の増加が著しい。

<平成27年から令和2年にかけての人口の増減>

- ・総人口……………35,813人増
- ・0～5歳人口……………33人増
- ・6～11歳人口……5,136人増
- ・12～17歳人口…1,924人増

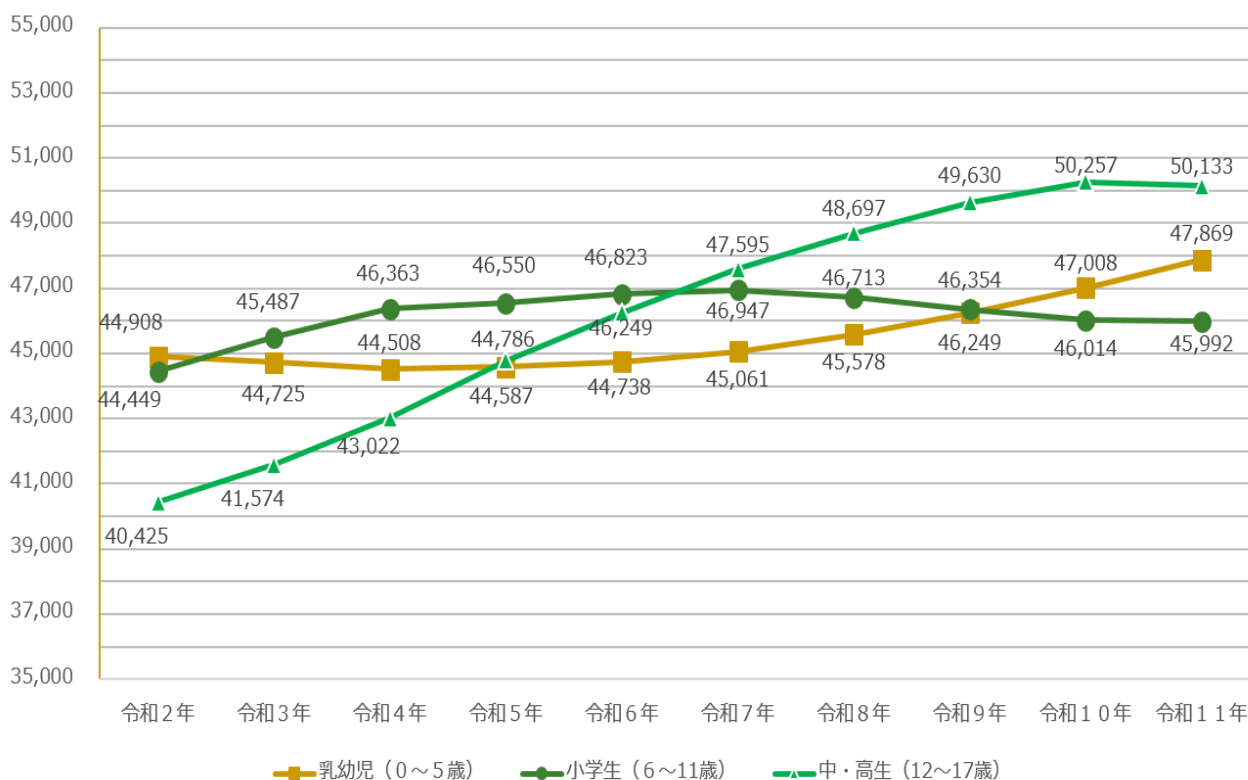


※各年1月1日現在
「住民基本台帳人口(日本人のみ)」より作成

(2) 区の人口推計

平成29年7月に策定した「世田谷区将来人口推計」では、0～5歳人口については令和7年まで横ばい傾向で令和8年以降は増加、6～11歳人口については令和4年まで1,000人ずつ増加、12～17歳人口については毎年1,000人以上の増加で推移するものと推計している。

世田谷区児童の人口推計（平成29年7月策定）

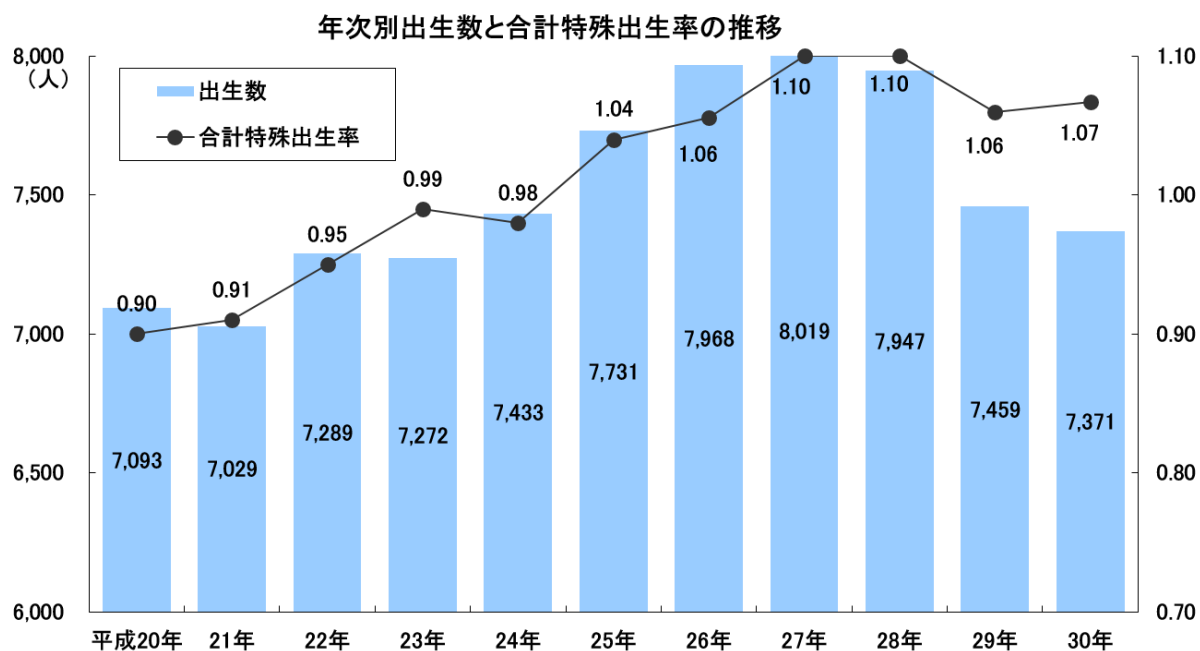


「世田谷区将来人口推計」（平成29年／世田谷区）より作成

(3) 区の年次別出生数と合計特殊出生率の推移

出生数、合計特殊出生率ともに増加傾向にあったが、平成29年はともに減少、平成30年は出生数はさらに減少、合計特殊出生率は微増している。

- ・ 出生数 7,093人（平成20年） ⇒ 7,371人（平成30年）
- ・ 合計特殊出生率 0.90（平成20年） ⇒ 1.07（平成30年）

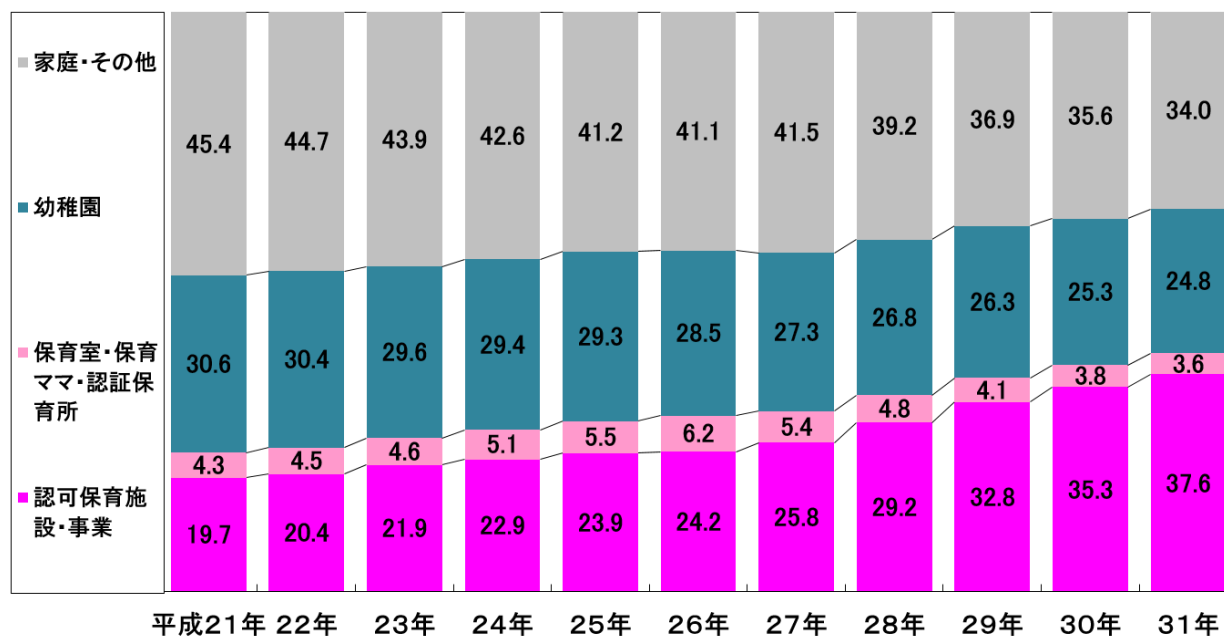


「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」より作成

(4) 区の乳幼児の養育状況の推移

区における保育所等（認可保育施設・事業、保育室・保育ママ・認証保育所）の入所状況の割合は年々上昇しており、平成31年度は全体の41.2%が保育を利用している。

乳幼児の養育状況の推移(割合)



「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」より作成

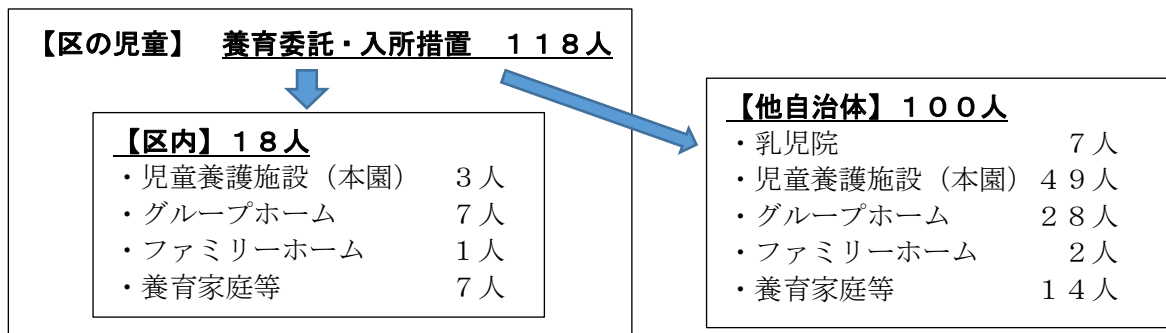
(5) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和2年7月1日現在、養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童*は118人となっている。

※養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童の人数。他自治体所在の養育家庭・施設等へ養育委託・入所措置されている児童を含める。

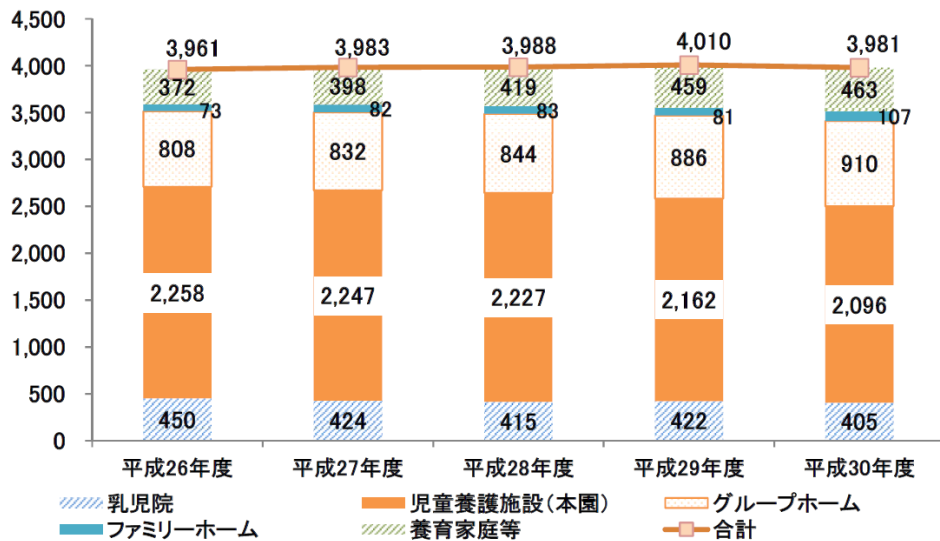
- <内訳> ・乳児院…………… 7人
- ・児童養護施設（本園）… 52人（うち区内施設への措置児童3人）
 - ・グループホーム…………… 35人（うち区内グループホームへの措置児童7人）
 - ・ファミリーホーム…………… 3人（うち区内ファミリーホームへの措置児童1人）
 - ・養育家庭等※…………… 21人（うち区内家庭への措置児童7人）
 - ・合計…………… 118人（うち区内の施設・養育家庭への措置児童18人）

※「養育家庭等」には、養育家庭への委託児童18人（うち区内家庭への委託児童6人）の他、養子縁組里親への委託児童3人（うち区内里親への委託児童1人）を計上している。



【参考：都全体における社会的養護の措置児童数の推移】

ここ数年、都全体における社会的養護の措置児童数は4,000人前後で推移している。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

2 里親等の状況

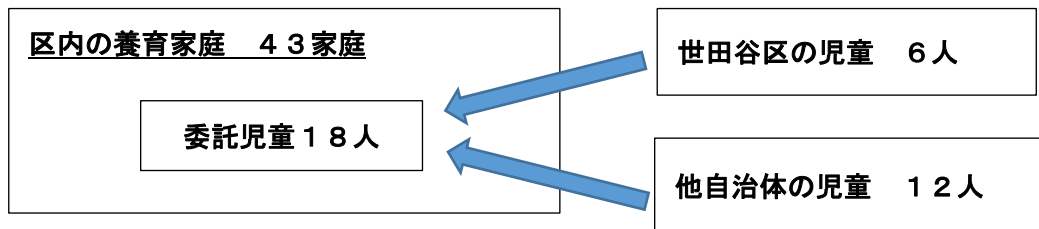
(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数

令和2年7月1日現在の区内の養育家庭の登録数は43家庭であり、委託児童数は18人となっている。

※区内に登録されている養育家庭へ委託されている児童数であり、他自治体が措置した児童を含む（里親委託や里親への一時保護委託を行うに際して、子どもの最善の利益を保障する観点から、区内の里親に限らず、都区全域で適切な里親と子どものマッチングを実施している）。

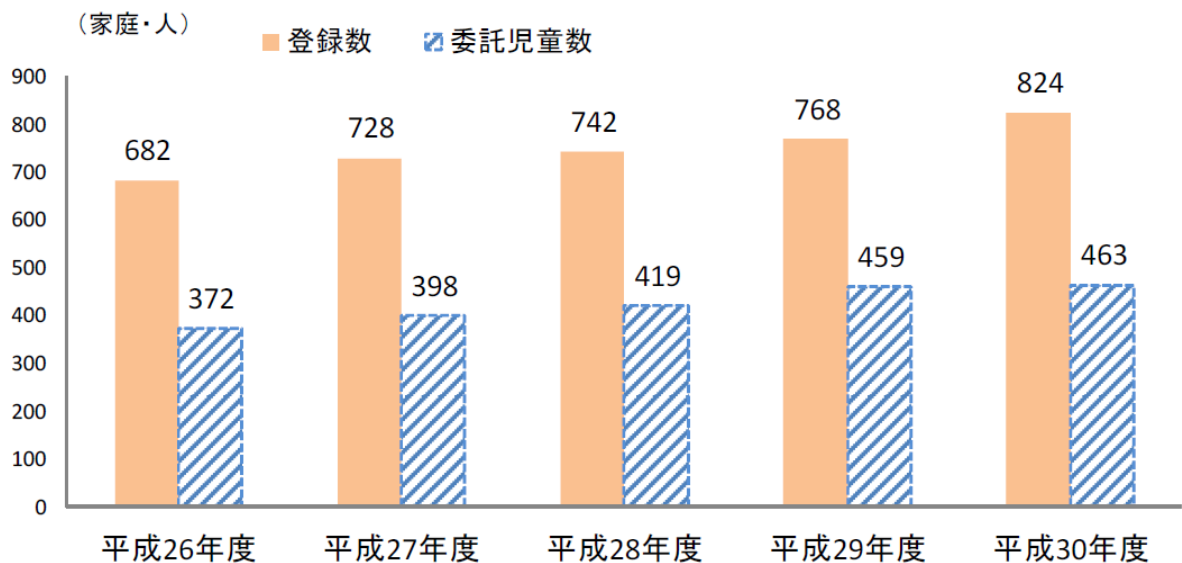
<区内の養育家庭の登録数及び委託児童数>

- ・養育家庭の登録数……43家庭
- ・委託児童数……………18人（うち区の児童6人）



【参考：都全体における養育家庭の登録数及び委託児童数の推移】

都全体における登録家庭数及び委託児童数は増加傾向だが、伸びは緩やかになっている。



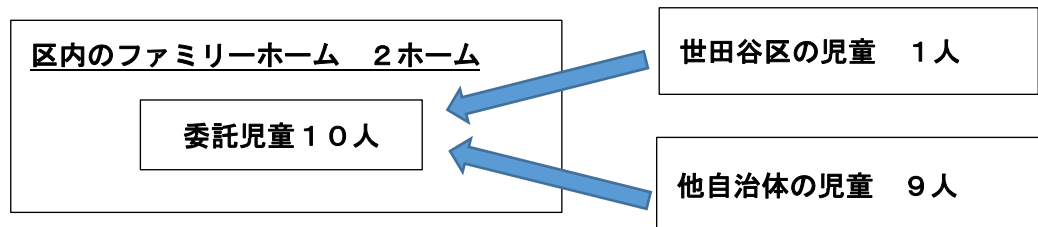
「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数

- ・令和2年7月1日現在、区内にはファミリーホーム^{*}が2ホームあり、委託児童数は10人となっている。
- ・区内2ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっている。

※ファミリーホーム：小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

区分	令和2年7月1日時点
設置数	2ホーム
養育家庭移行型ファミリーホーム	1ホーム
法人型ファミリーホーム	1ホーム
委託児童数	10人（うち区の児童1人）



【参考：都全体におけるファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移】

都全体におけるファミリーホームは、平成30年度末現在、25ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが16ホーム、法人型ファミリーホームが9ホームとなっている。

（単位：家庭、人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	16	18	18	19	25
養育家庭移行型ファミリーホーム	13	14	14	14	16
法人型ファミリーホーム	3	4	4	5	9
委託児童数	73	82	83	81	107

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 里親等委託率の現状

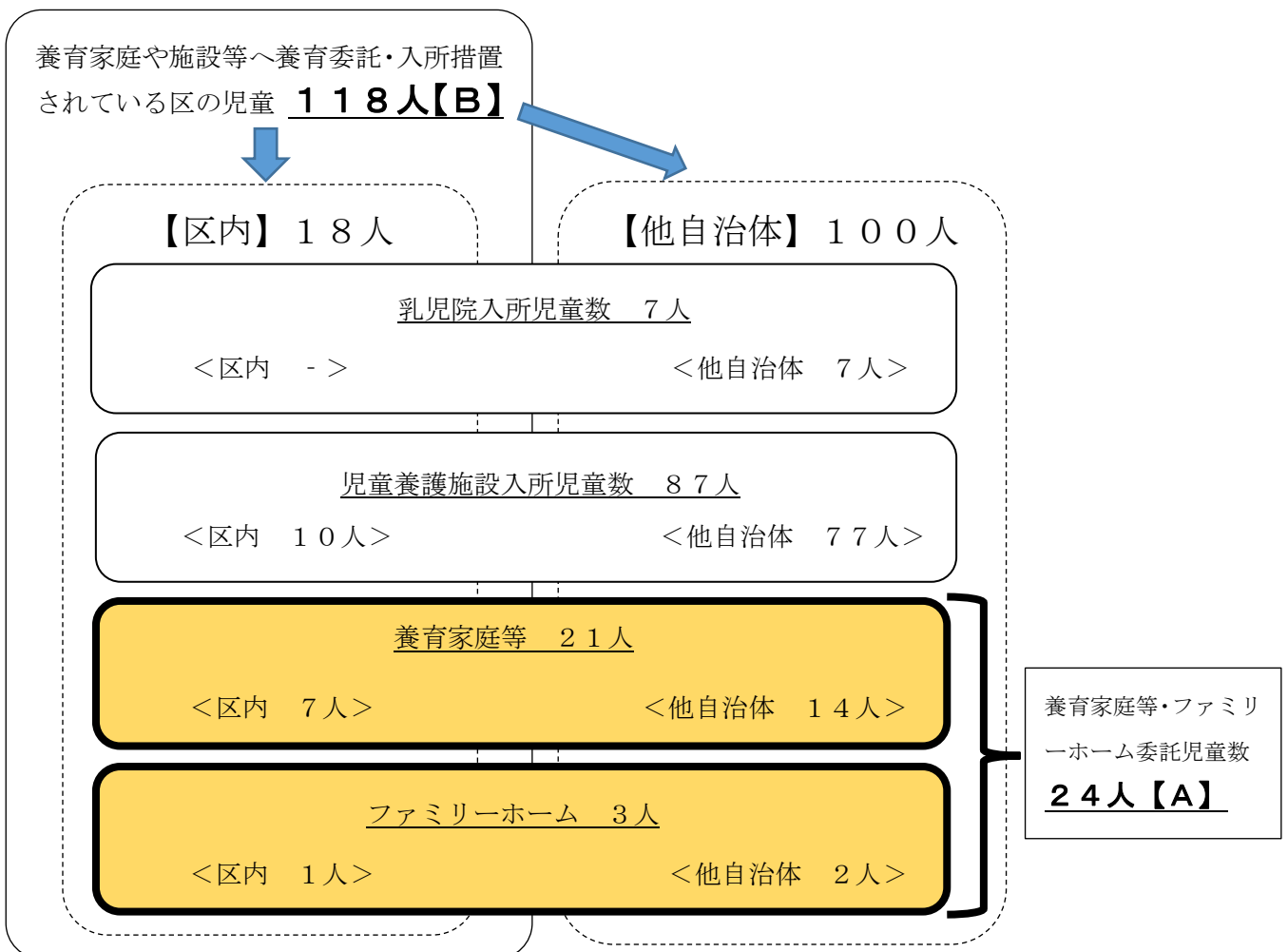
令和2年7月1日現在、区における里親等委託率は、20.3%となっている。

<里親等委託率の算出方法>

$$\frac{\text{養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【A】}}{\text{乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【B】}} = \text{里親委託率}$$

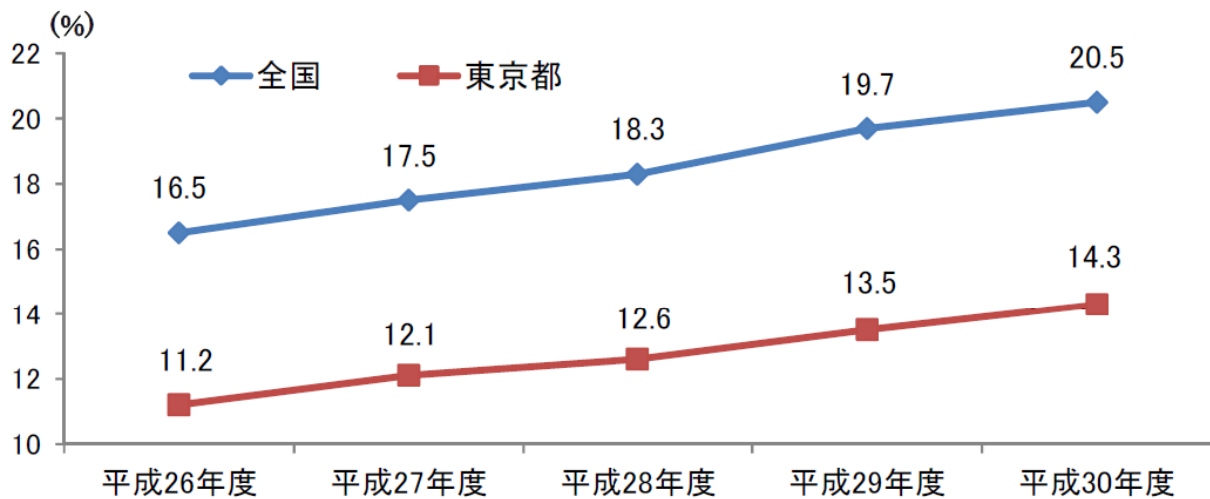
<算出式>

$$\frac{21人+3人}{7人+87人+21人+3人} = \frac{24人【A】}{118人【B】} = 20.3\%$$



【参考：都全体の里親等委託率の推移】

都全体における里親等委託率は上昇傾向であるが、全国平均よりも低く推移している。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

※全国の数値は「社会的養護の現状について(厚生労働省)」による

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

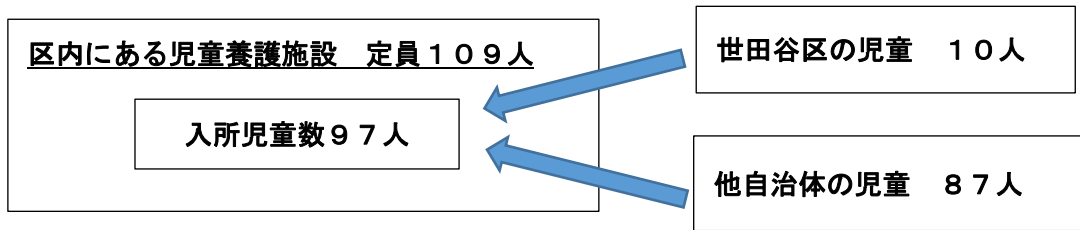
3 児童養護施設、乳児院の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数

令和2年7月1日現在、区内にある児童養護施設^{※1}の入所児童数は、児童養護施設(本園) 51人、グループホーム^{※2} 46人、合計で97人となっている。

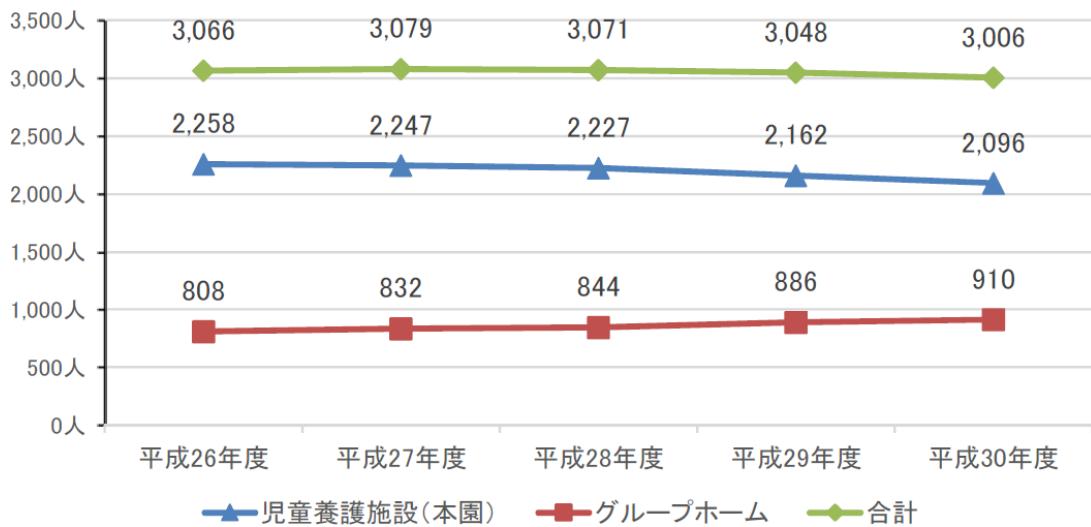
※1 区内にある児童養護施設の7月1日時点の定員数: 109人(本園2施設、グループホーム9施設)
 ※2 グループホーム: 児童養護施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

区分	令和2年7月1日現在
入所児童数	97人(うち区の児童10人)
児童養護施設(本園)	51人(うち区の児童3人)
グループホーム	46人(うち区の児童7人)



【参考：都全体の児童養護施設の入所児童数の推移】

都全体における児童養護施設で生活する児童数はここ数年、横ばいで推移している。

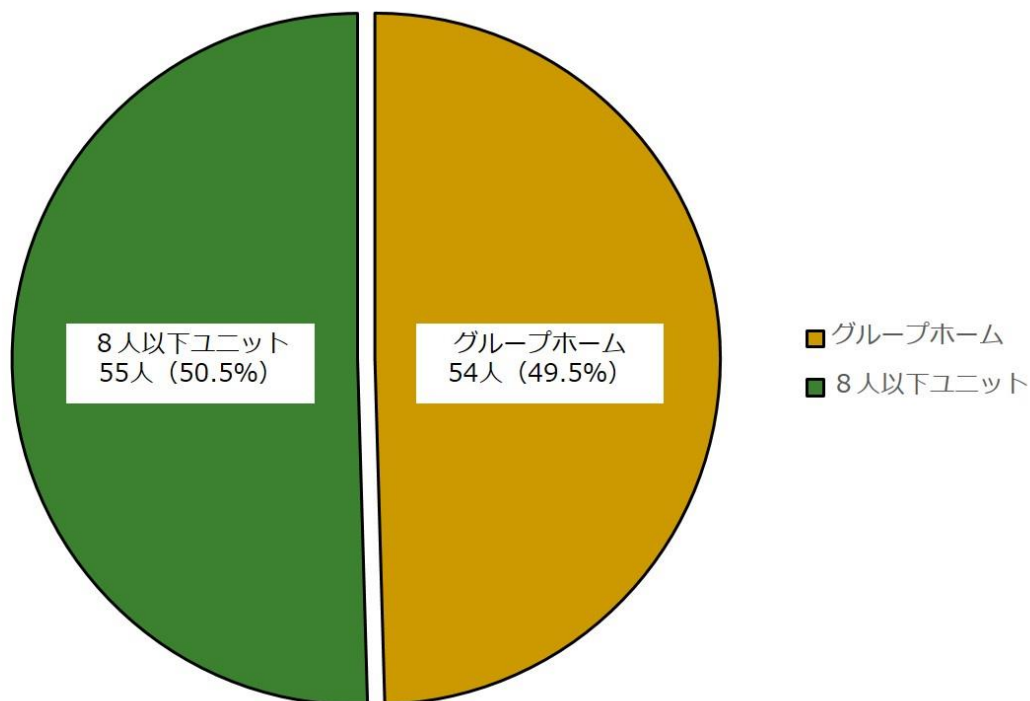


「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(2) 児童養護施設の小規模化の状況

区内の児童養護施設における小規模化[※]の状況は、令和2年7月1日現在において100%となっている。

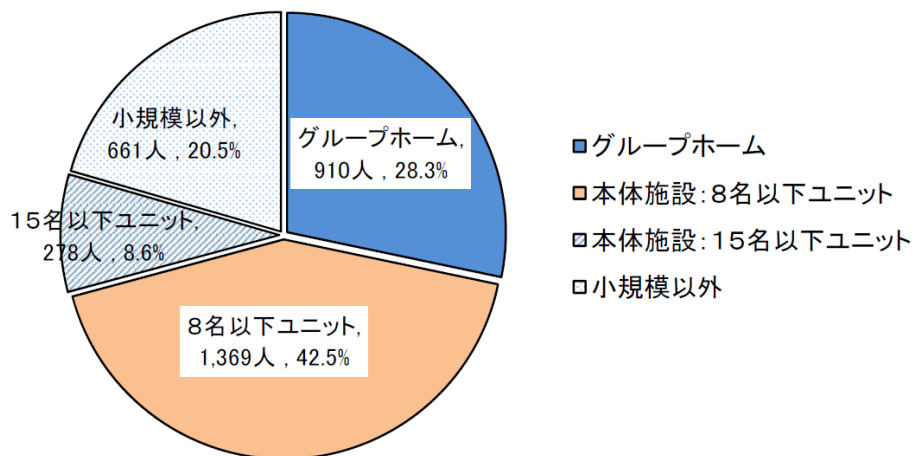
※小規模化：グループホームもしくは8人以下のユニット



【参考：都全体の児童養護施設の小規模化の状況】

都全体の児童養護施設における小規模化の状況は、平成31年2月1日時点で、グループホームが910人と児童養護施設定員の28.3%となっている。

また、本体施設で行っている8名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の70.8%まで進んでいる。



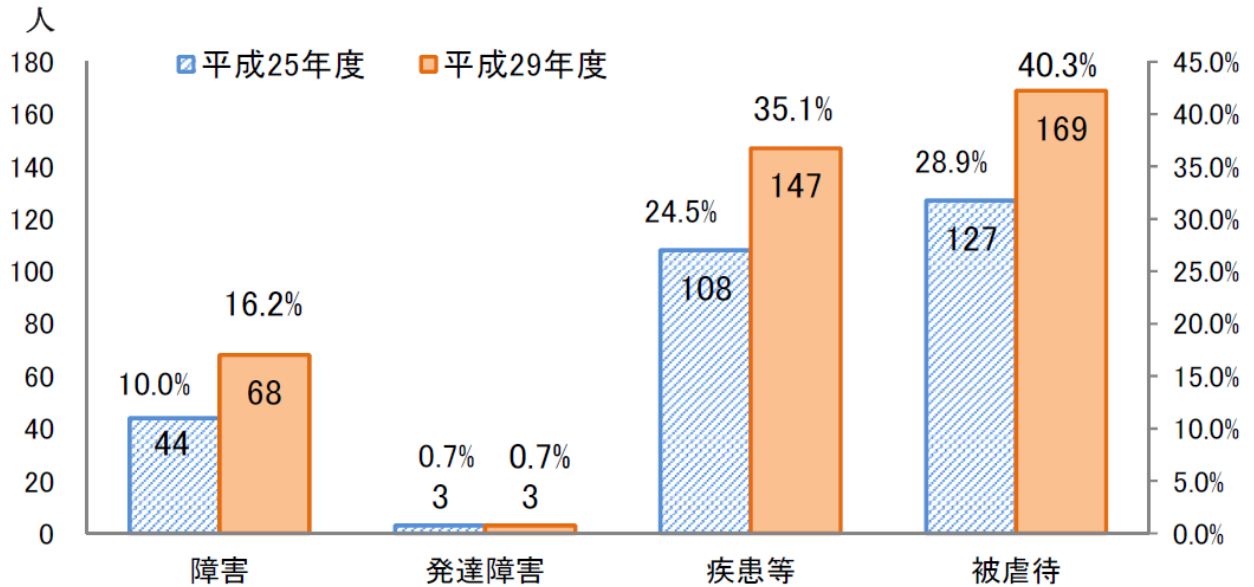
「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 乳児院の状況

区内に乳児院が存在しないため、ここでは都の状況を参考として掲載する。

【参考：都における乳児院在籍児童の障害等の状況】

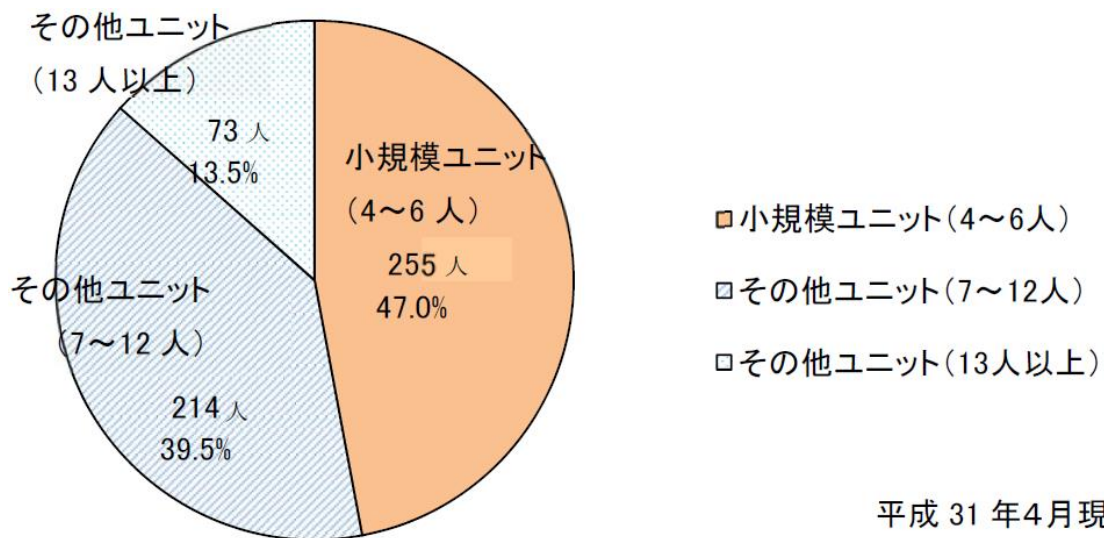
都全体を通して、乳児院では、障害や疾患等を抱えていたり、虐待を受けるなど、医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児の入所が増加している。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

【参考：都における乳児院の小規模化の状況】

都全体における、乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の47%となっている。



平成31年4月現在

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

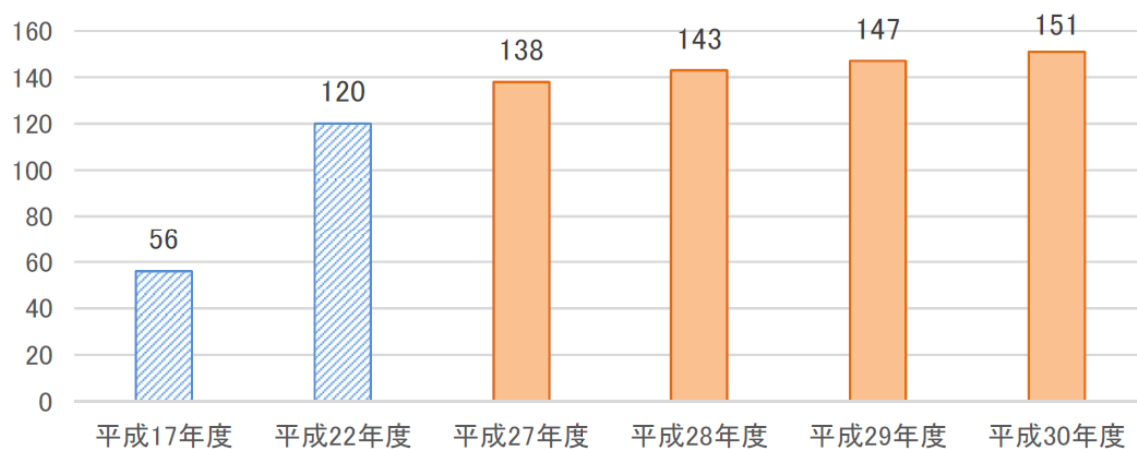
(4) グループホーム設置数

令和2年7月1日現在、区内の児童養護施設におけるグループホームの設置数は、9か所となっている。

施設名	グループホーム	入所児童定員数
東京育成園	3か所	18人
福音寮	6か所	36人
合計	9か所	54人

【参考：都全体のグループホーム設置数の推移】

都全体におけるグループホームの設置数について、平成17年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加したが、近年、伸びは緩やかになっている。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(5) 個別的ケアが必要な児童の入所状況

施設に入所している区が措置した児童^{※1}のうち、個別的なケアが必要な児童^{※2}の人数について調査を行った（令和2年7月1日時点調査）。

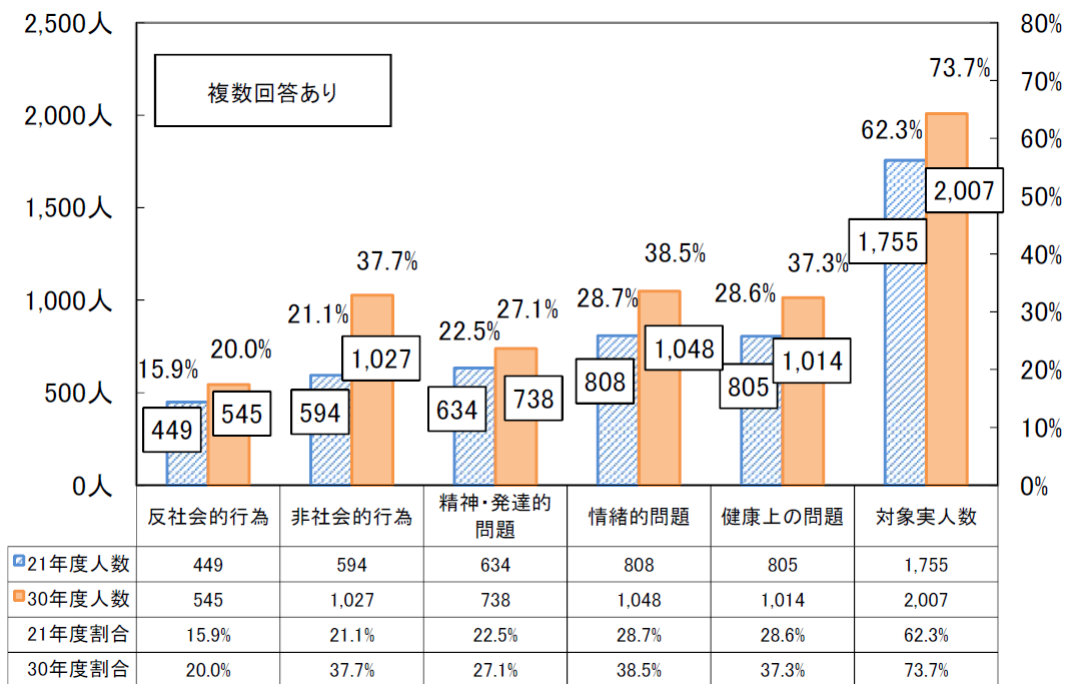
その結果、個別的なケアが必要な児童は94人中55人となっており、その割合は58.5%となっている。

※1 7月1日現在、乳児院入所7人、児童養護施設（本園）入所52人、グループホーム入所35人の合計94人を対象に調査を行った。

※2 個別的なケアが必要な児童：虐待により心身に傷を受けた児童や、何らかの障害がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童

【参考：都全体の個別的ケアが必要な児童の入所状況】

都全体における個別的なケアが必要な児童の割合は、平成21年度の62.3%から平成30年度は73.7%と大幅に増加している。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

4 進路・離職状況

(1) 進路状況

令和2年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は、児童養護施設・里親（養育家庭）ともに100%となっている。また、令和2年3月における区の児童の大学等進学率は、児童養護施設は66.6%となっている。

○中学校卒業児童

世田谷区	令和2年3月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	6人	6人	100.0%	0人	0.0%	6人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	1人	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	100.0%
里親	3人	3人	100.0%	0人	0.0%	3人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

○高等学校卒業児童

世田谷区	令和2年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	3人	1人	33.3%	1人	33.3%	2人	66.6%	0人	0.0%	1人	33.3%
児童自立支援施設	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
里親	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

小数第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない。

【参考：全国的に見た平均的な大学等進学率との比較】

- ・児童養護施設等の子どもたちの多くは、児童福祉法の規定により原則18歳で退所の日を迎えるが、経済的不利等により希望の進路に進むのが難しい傾向がある。退所後は自活を余儀なくされるため一般と比べ経済的に不利な面が多く、全国的にみても大学進学率も著しく低い状況にある。
- ・令和2年3月時点における区の児童養護施設等退所者の大学等進学率は、厚生労働省調査による平成30年5月現在の全国平均を上回っているが、これはせたがや若者フェアスタート事業の給付型奨学金などの取り組みなどによるものと考えられる。

	進学	就職	その他
全高卒者の進路※	74%	18%	8%
児童養護施設等退所者の進路※	31%	62%	7%

※全国の統計

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成30年5月現在）

【参考：都全体における進路状況】

平成30年3月に卒業した児童の高等学校等進学率は、児童養護施設で97.5%、児童自立支援施設で91.1%、里親で100%となっている。また、大学等進学率は、児童養護施設で44.2%、里親で42.9%となっている。

◎中学校卒業児童

	平成30年3月中学校 卒業児童数		進学						就職		その他	
			高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	244人	235人	96.3%	3人	1.2%	238人	97.5%	1人	0.4%	5人	2.0%
	全国	2,342人	2,204人	94.1%	40人	1.7%	2,244人	95.8%	56人	2.4%	42人	1.8%
児童自立支援施設	東京都	56人	50人	89.3%	1人	1.8%	51人	91.1%	—	—	5人	8.9%
	全国	467人	393人	84.1%	12人	2.6%	405人	86.7%	25人	5.4%	37人	7.9%
里親	東京都	34人	27人	79.4%	7人	20.6%	34人	100.0%	—	—	—	—
(参考)全中卒者	東京都	102,257人	101,962人	98.7%	536人	0.5%	101,498人	99.3%	148人	0.1%	611人	0.6%
	全国	1,133千人	1,120千人	98.9%	4千人	0.4%	1,124千人	99.2%	3千人	0.3%	7千人	0.6%

◎高等学校卒業児童

	平成30年3月高等学校 卒業児童数			進学						就職		その他	
				大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	201人	在籍児童	14人	7.0%	11人	5.5%	25人	12.4%	11人	5.5%	6人	3.0%
			退所児童	28人	13.9%	36人	17.9%	64人	31.8%	85人	42.3%	10人	5.0%
			計	42人	20.9%	47人	23.4%	89人	44.2%	96人	47.8%	16人	8.0%
	全国	1,715人	在籍児童	90人	5.2%	73人	4.3%	163人	9.5%	126人	7.3%	35人	2.0%
			退所児童	186人	10.8%	180人	10.5%	366人	21.3%	946人	55.2%	79人	4.6%
			計	276人	16.1%	253人	14.8%	529人	30.8%	1,072人	62.5%	114人	6.6%
児童自立支援施設	全国	6人	退所児童	—	—	—	—	—	—	6人	100.0%	—	—
里親	東京都	28人	在籍児童	3人	10.7%	1人	3.6%	4人	14.3%	4人	14.3%	3人	10.7%
			退所児童	7人	25.0%	1人	3.6%	8人	28.6%	6人	21.4%	3人	10.7%
			計	10人	35.7%	2人	7.2%	12人	42.9%	10人	35.7%	6人	21.4%
	全国	350人	計	99人	28.3%	61人	17.4%	160人	45.7%	149人	42.6%	41人	11.7%
(参考)全高卒者	東京都	101,782人		65,863人	64.7%	18,993人	18.7%	84,856人	83.4%	6,567人	6.5%	10,359人	10.2%
	全国	1,056千人		578千人	54.7%	232千人	22.0%	810千人	79.7%	186千人	17.6%	60千人	5.7%

※（児童養護施設・児童自立支援施設・里親）社会的養護現況調査（国）より

※（全中卒者、全高卒者）学校基本調査（国）より

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

令和2年3月に中学校・高等学校を卒業し、進学した区が措置した児童の進学後の在籍状況は、児童養護施設・里親（養育家庭）ともに100%となっている。

【参考：都全体における進学した学校における在籍・卒業状況】

都全体における施設等退所後に進学した学校等の中途退学率は、児童養護施設で17.7%、児童自立支援施設で31.6%、養育家庭で31.3%となっている。

(単位：%)

区 分	続けて在籍している	中途退学した	卒業した
児童養護施設	43.4	17.7	38.9
児童自立支援施設	47.4	31.6	21.1
養育家庭	50.0	31.3	18.8

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（平成29年2月）

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 離職状況（参考）

- ・令和2年3月に中学校・高等学校を卒業した区の児童のうち、就職した児童はいなかった。
- ・なお、参考として、都の状況は、次のとおりである。

【参考：都全体における施設等退所後に就いた最初の仕事の離職状況】

都全体では、施設等退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方（181人）の約5割が、1年未満で辞めている。

(単位：%)

～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
30.9	19.9	34.3	14.9

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（平成29年2月）

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

5 児童相談所等の運営状況

(1) 児童虐待相談の対応状況

- ・令和2年4月から同年6月までの区児童相談所における虐待相談対応件数は、279件となっている。
- ・また、令和2年4月から同年6月までの子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、346件となっている。

各月の新規対応件数を計上。不受理となった通告等は除く。

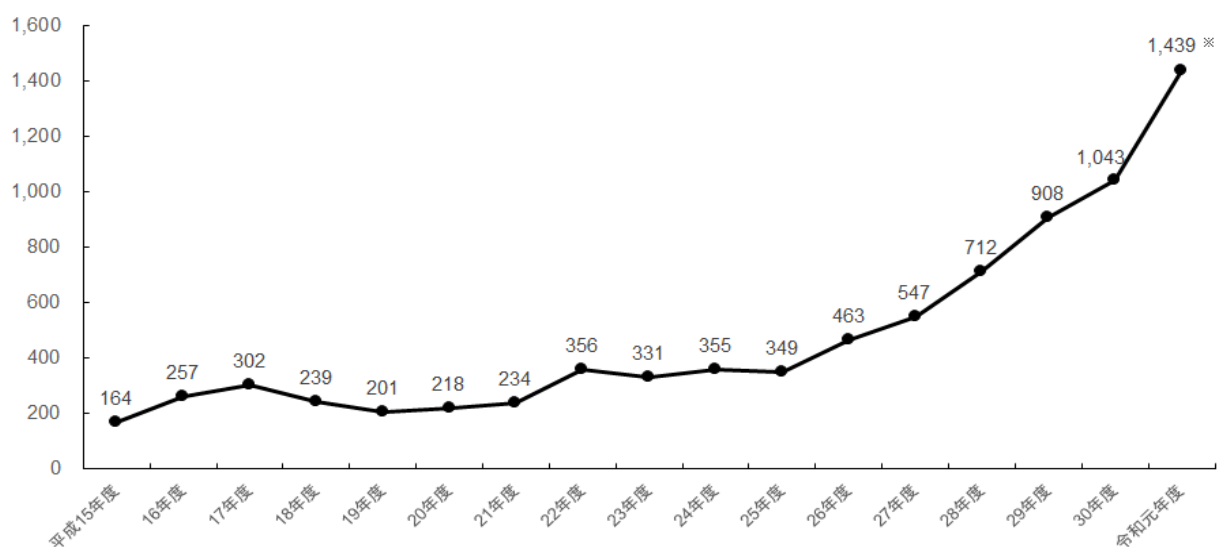
相談経路	時点	平成30年度 (年度合計)	令和元年度 (年度合計)	令和2年			計
				4月	5月	6月	
児童相談所		1,043件	1,439件*	68件	62件	149件	279件
子ども家庭支援センター		900件	1,265件	43件	125件	178件	346件
合計		1,947件	2,704件*	111件	187件	327件	625件

※速報値

【参考：都世田谷児童相談所における虐待相談対応件数の推移】 ※狛江市含む

都世田谷児童相談所の虐待相談対応件数は、年々増加傾向が顕著となっていた。

(件)

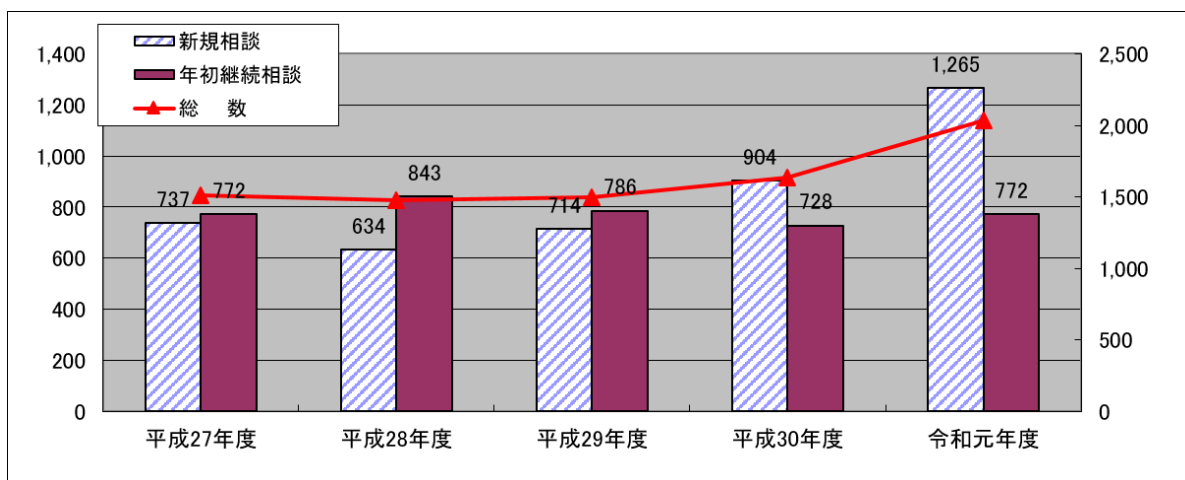


※速報値

「東京都児童相談所事業概要」より作成

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況は、令和元年10月から新しい「東京ルール」※の運用が開始されたことに伴い、子ども家庭支援センターの新規受理件数が例年より顕著に増加した。



※新しい「東京ルール」…都区間の新たなルールとして、都世田谷児童相談所が受理した警察からの心理的虐待（面前DV）案件等は、子ども家庭支援センターが対応することとなった。

「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」等より作成

【参考：区児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和2年4月から同年6月までの間に、区児童相談所に寄せられた虐待通告件数※は、530件となっている。

相談経路	時点	令和2年 4月	5月	6月	令和2年 4～6月計
児童相談所		129件	175件	226件	530件
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」		23件	45件	50件	118件
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」		23件	50件	89件	162件
その他 (警察書からの類通告等)		83件	80件	87件	250件
合計		129件	175件	226件	530件

※「通告件数」と「対応件数」の関係

- 「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、不受理となったものや、同一ケースの重複を含む。
- 「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す（国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている）。
- 通告→通告受理→相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかにより件数は異なるため、「通告件数」と「対応件数」は一致しない。
- なお、都世田谷児童相談所の虐待相談受理件数は、平成30年度は1,097件、令和元年度は集計中である（児童虐待通告件数の公表はなし）。

(2) 区児童相談所開設時の職員体制

区の児童相談所・一時保護所は、職員146人の体制で開設した。

<内訳>

・児童相談所78人

児童福祉司36人、児童心理司16人、保健師2人、警察官OB2人、
弁護士2人、医師2人、その他非常勤18人

・一時保護所68人

保育士・児童指導32人、心理1人、看護師2人、その他非常勤33人

【参考：都世田谷児童相談所の職員の配置状況（平成31年4月1日現在数）】

・児童相談所46人

児童福祉司20人、児童心理司8人、警察官OB2人、弁護士1人、医師1人、その他14人

「東京都児童相談所事業概要」（令和元年）より作成

(3) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

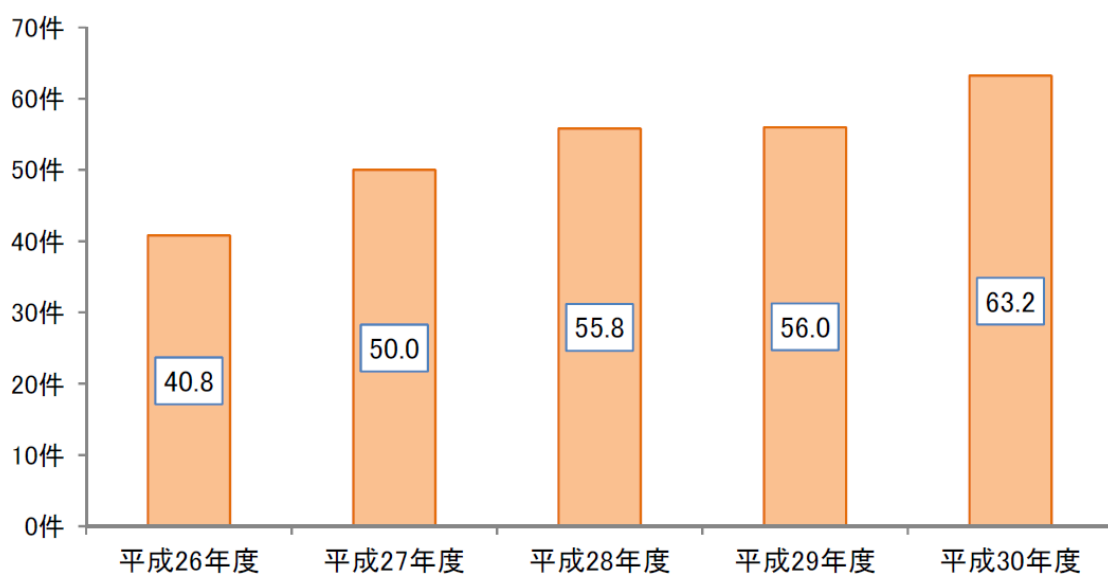
区児童相談所における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は、30.5件^{※1}となっている。

※1 算出方法：(平成30年度虐待相談受理件数^{※2}÷児童福祉司)＝一人当たりの相談件数

※2 区児童相談所は令和2年4月に開設したため、都世田谷児童相談所における平成30年度の虐待相談受理件数(狛江市含む)1,097件を用いた。

【参考：都児童相談所における児童福祉司一人当たりの相談件数の推移】

都児童相談所における児童福祉司一人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、平成30年度は一人60件を超える状況となっている。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(4) 区の一時保護の状況

令和2年4月から6月末までにおける区の一時保護は、33人となっている。

区の子童の一時保護の件数（人数）

区分	時点	令和2年 3月	令和2年 4月	5月	6月	4～6月 計
新規保護児童数		-	9人	6人	18人	33人
月末時点の保護児童数 (前月比増減)		11人 (-)	12人 (+1)	12人 (±0)	19人 (+7)	-

区の子童の一時保護の方法

区分	児童数
新規保護（4～6月計）	33人
うち区の一時保護所での保護	29人
その他	4人

区の子童の一時保護の理由

区分	児童数 [※]
被虐待	18人
養育困難	11人
非行	2人
その他	2人
合計	33人

※令和2年4月～6月の間の新規保護児童（区の子童）の実人数の内訳を計上している（保護時点における保護の方法・理由について計上している）。

区の一時保護所の状況[※]

	区の子童	他自治体の児童	合計
合計	29人	2人	31人
幼児（2歳～5歳）	4人	0人	4人
学齢男子	17人	0人	17人
学齢女子	8人	2人	10人

※令和2年4～6月の保護人数（実人数）を計上

【参考：都の一時保護】

区分	時点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都の一時保護 ^{※1}		2,722人	2,918人	2,887人	3,409人	3,725人 ^{※2、3}

※1 都全体の一時保護所での保護と、一時保護委託の合計児童数（出典：東京都児童相談所事業概要より。）

※2 速報値

※3 都世田谷児童相談所の令和元年度の一時保護 一時保護所102人 一時保護委託79人 合計181人

(5) 一時保護委託の児童数

令和2年4月から6月末までにおける一時保護委託児童数は15人^{*}となっている。

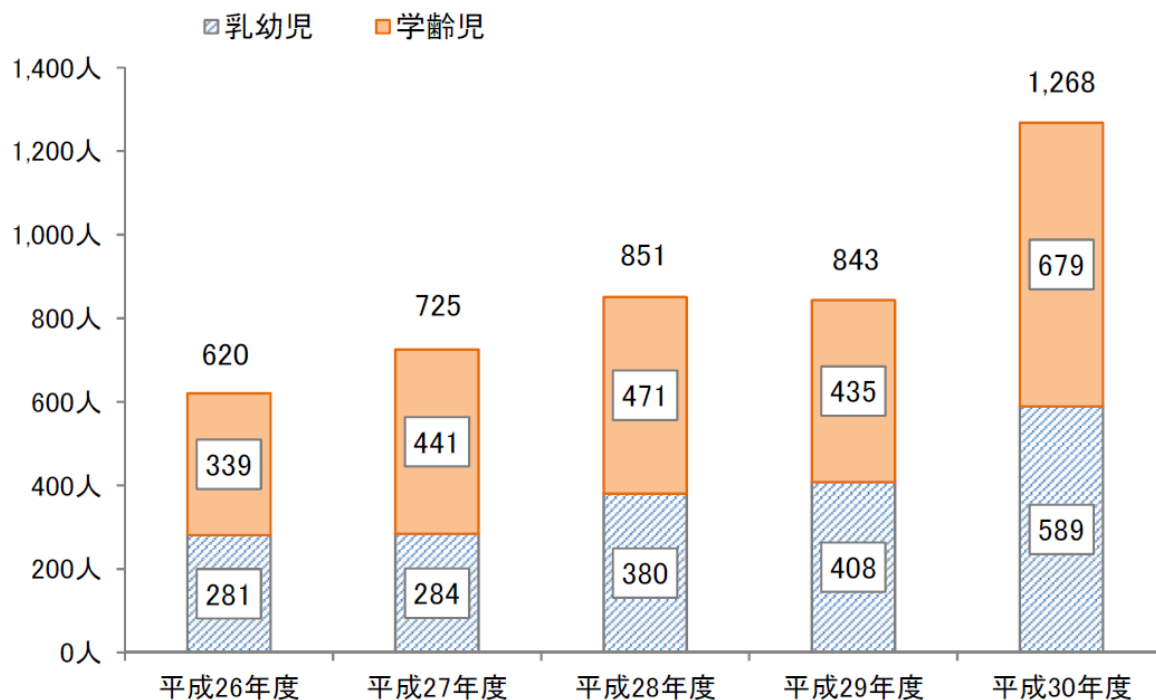
<内訳>

	令和2年4～6月の一時保護委託児童数合計		
	うち他自治体の一時保護所への保護委託	うち施設等への保護委託	
乳幼児	2人	0人	2人
学齢児	13人	6人	7人
合計	15人	6人 [*]	9人

^{*}うち令和2年4月の区児童相談所の開設にあたり、都から引き継いだ一時保護児童は11人おり、引き続き同じ場所で保護を継続した。

【参考：都児童相談所における一時保護委託児童数の推移】

都全体における一時保護委託件数も増加傾向にあり、乳幼児は毎年増加を続けている。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(6) 一時保護所入所率、平均保護日数

区一時保護所における入所率について、令和2年7月1日現在で30.0%となっている。また、一人当たりの平均保護日数は22.1日となっている。

区分	令和2年7月1日現在
入所定員 (A)	26人
1日当たり平均入所数 (B)	7.8人
平均入所率 (B ÷ A)	30.0%
一人当たり平均保護日数	22.1日

【参考：都全体における一時保護所入所率、平均保護日数の推移】

都全体を通じて、緊急での一時保護が必要なケースも多く、一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化している。また、一人当たりの平均保護日数は、40日を超える状況となっている。
(全国平均29.6日：平成29年度)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入 所 定 員 A	192人	213人	213人	213人	213人
1日当たり平均入所数 B	218.7人	226.6人	242.6人	232.3人	244.7人
平 均 入 所 率 B ÷ A	113.9%	106.4%	113.9%	109.1%	114.9%
一人当たり平均保護日数	41.7日	41.3日	42.4日	41.9日	40.8日

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

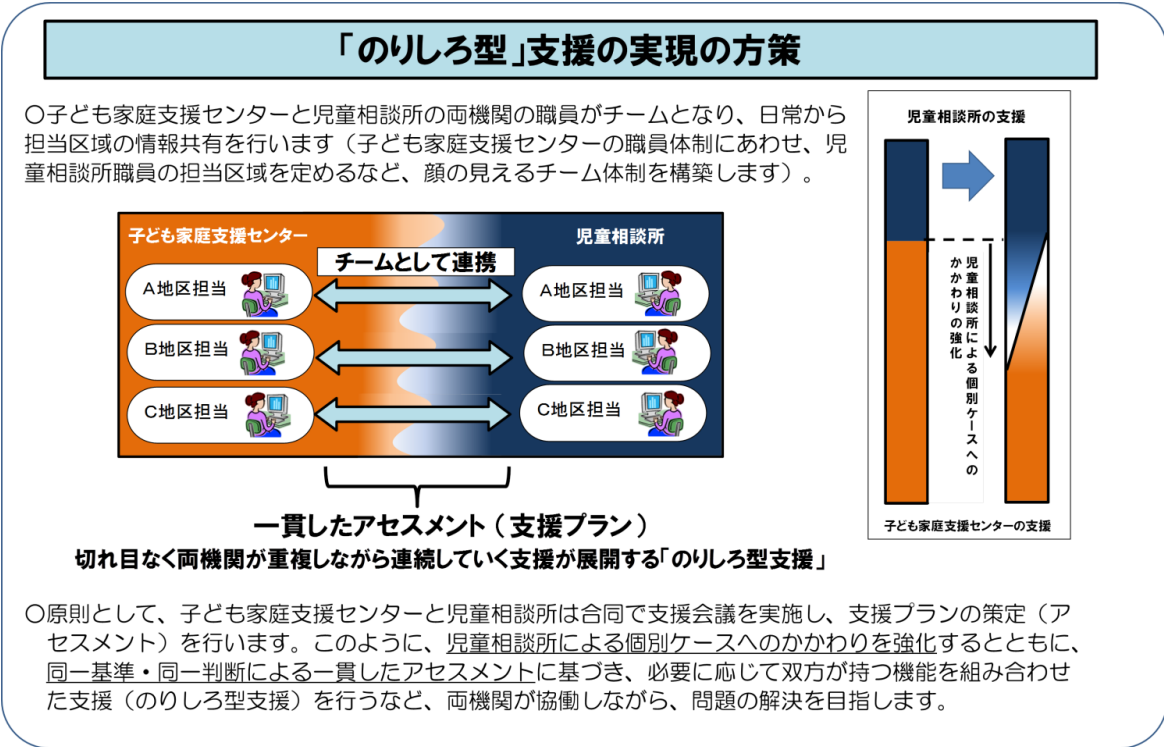
第3章 世田谷区における具体的な取り組み

1 予防型の児童相談行政の構築

(1) 現況

① これまでの経緯

- ・ 区は、令和2年4月に、23区で初めてとなる区立の児童相談所を開設した。
- ・ 区は、児童相談所の開設に際し、現行法令基準を上回る職員数の配置を行うとともに、多角的な視点から適切できめ細やかな業務対応をするために、保健師や医師及び弁護士等専門職員の配置を行っている。
- ・ 地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」により、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。



② 具体の取り組み内容

- ・児童相談所設置に向けたこの間の議論において、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの二元的な児童相談体制の下で生じる様々な問題が指摘されてきた。区は、一貫した初動対応や、アセスメントの共有など、両機関の一元的運用により適切な援助活動を行っている。
- ・日常から、子ども家庭支援センターと児童相談所は、合同会議等で支援方針等を共有するとともに、リスク判断にあたって共通のアセスメントシートを用いるなどにより、リスクに対する視点の統一を図っている。
- ・これにより、子ども家庭支援センターが支援しているケースについても、必要に応じて早期の一時保護を行い、その後の支援に速やかにつなげるなど、一元的運用のメリットを発揮した相談援助活動が展開されている。

<参考事例>

- 子ども家庭支援センターが従来から支援にあたっている児童について、学校から新たな虐待の兆候があるとの連絡があった際などに、児童相談所は、学校訪問に速やかに同行し、必要に応じて即時に児童の一時保護を行う等の対応を行っている。
- 児童相談所は、虐待が深刻化・重篤化する前の早期の段階で一時保護を実施し、児童の心理・行動診断などを迅速に行うとともに、これらを踏まえた家族との話し合いや指導を重ねるなど、児童の安全が保障された在宅生活のための環境整備に努めている。こうした児童相談所の援助方針や、在宅生活を見守るうえで必要な情報は、子ども家庭支援センターとも適宜共有し、児童が在宅生活に復帰する際には、両機関の協議により、適切な子育て支援のメニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげている。
- 一時保護期間が長期となることによる問題が指摘される中、区の一時保護の平均日数は、令和2年7月現在22.1日となっており、これまでの都下における保護の平均日数の約半分となっている。これは、一元的運用による適切な一時保護や支援の実施により、スムーズに児童の安全な家庭生活と見守りにつなげられていることの表れと考えられる。引き続き一元的運用のメリットを活かした適切な相談援助活動に努めるとともに、今後、詳細な分析と現状把握に努め、さらなる運用の改善を図っていく。

ア チームとしての顔の見える職員体制

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、一つのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。
- ・子ども家庭支援センターが月1回開催する要保護児童支援協議会進行管理部会に児童相談所の地域担当S Vや児童福祉司が出席し、ケースの進行管理や意見交換を行うことで、双方の地区担当の顔の見える関係づくりを行っている。

【児童相談所の児童福祉司の職員体制】

児童福祉司の担当		内訳※	業務内容等※
地域支援担当	世田谷・北沢	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待、養護、非行に関すること ※地域ごとにS V、フリー担当、地区担当の児童福祉司を配置している。地区担当児童福祉司の担当区域は、子ども家庭支援センターのケースワーカーの担当区域にあわせて定めており、両者は日常的に情報共有と連携を行う。
	玉川	5人	
	砧・烏山	10人	
統括支援担当		2人	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、指導部門の総括 ・ケース全体の進行管理 ・援助方針会議の主宰
育成担当		4人	<ul style="list-style-type: none"> ・性格行動、障害に関すること
支援調整担当		5人	<ul style="list-style-type: none"> ・親子支援（家族再統合）に関すること ・社会的養護（里親支援等）に関すること ・調査研究研修に関すること ・その他専門分野に関すること
合計		36人	

※令和2年7月末現在の児童相談所職員配置・業務分担。S V含む。

イ 一貫した初動対応

- ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、区の児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。
- ・児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭センターが迅速に児童の安全確認を行っている。※
- ・子ども家庭支援センターが児童の安全確認を行ったケースについても、児童相談所と情報を共有し、その後の調査や支援の際、必要に応じて児童相談所も訪問に同行する等の連携を図っている。

※ 令和2年4月～6月の児童相談所による安全確認は262件、子ども家庭支援センターによる安全確認は227件となっている。

ウ アセスメントの共有

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。

- ・また、チームとしての顔の見える職員体制の下、共同して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討など、日々の業務の中できめ細やかな連携を図っている。
- ・これに加え、毎月「合同会議」を行い、共同して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討とともに、それぞれが担当するケースの情報共有等を行っている。

(2) 今後の取り組み

① 求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成

- ・児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、児童やその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を挙げることが期待されており、そのためには、職員は自らの職責の重大性を常に意識するとともに、専門性の獲得に努めなければならない。
- ・こうしたことを踏まえ、児童相談所開設以降も、長期的な視点に立ち、求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成に向け、計画的な採用、配置等を行う。
- ・また、家庭と子どもの問題に対する理解や、その解決に向けた援助技能の向上を継続して図るなど、自治体としてのスキルアップ効果に資するため、児童相談所や子ども家庭支援センターと、その他の庁内の各所管との人事交流を促進する。

② 児童相談所業務の第三者評価の導入

- ・平成31年3月の児童福祉法改正により、「都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないこと」とされた。また、閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の中においても「第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする」とされており、児童相談所の質を評価する仕組みとして、第三者評価の実施が求められている。
- ・「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」では、児童相談所の第三者評価は、「子どもの権利擁護機関としての児童相談所が機能しているかを確認」するために行い、第三者評価を通じて「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認し、児童相談所の質の確保・向上を図ることを目的として行うもので、児童相談所のかかわりを必要とする子どもの安全確保ならびに子どもの権利擁護を図るための仕組みの1つと示されている。
- ・これらのことを踏まえ、児童相談所の業務改善や児童相談所職員の資質の向上に資

することを旨とし、児童相談所における支援事例に係る支援内容や支援方法について、第三者による専門的見地から評価するための仕組みづくりや、評価者の確保・育成に向けた検討を進める。

③ AI（人工知能）を活用した児童相談行政の専門性の維持・向上

- ・児童相談行政の専門性の維持・向上が継続的な課題であることを踏まえ、国や先行してAIの導入を行った自治体の動向を注視し、区においても、職員の業務をサポートし、質の高い相談援助活動を維持するため、導入の可能性について検討を進めるものとする。

2 家族再統合に向けた取り組み

(1) 現況

- ・区は、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うことによって、対処療法でない、児童虐待予防に重点を置いた施策を展開することとしている。
- ・また、区の児童相談所では、代替養育の下で生活する子どものうち、家庭復帰に適している児童については、家族再統合に向けた支援を進め、子どもの安全を確実なものとしたうえで家庭復帰を果たし、さらにその後の適切な在宅支援につなげていくことを目指している。この家族再統合を担う専任の「親子支援担当」を設け、親子再統合計画の作成や保護者との関係のファシリテータ役を担うなど、再統合に取り組んでいる。

(2) 今後の取り組み

① 基本的な考え方

- ・子どもの権利条約や、平成28年の改正児童福祉法の理念に則り、子どもは家庭の中で愛されて健やかに成長する権利を持つことを踏まえ、子どもの意見を尊重し、家庭復帰を希望する場合は、その方策を追求することが、子どもの最善の利益にかなうとの考えの下、家庭の問題の根本解決に向けた養育者支援等の取り組みを一層強化する。

② 養育者支援

- ・児童虐待問題の根本の解決に取り組むとともに、虐待の再発予防を目指すためには、虐待を行う親が抱える問題にもアプローチする必要がある。区は、この視点から、家庭内で児童虐待や夫婦間暴力（DV）を行った養育者で、かつ特別なケアを必要としている者に対するアプローチとして、養育者支援に取り組むこととし、国の調査研究や他の自治体の動向に注視しつつ、支援体制構築に向けた検討を進める。

- ・心理医学的なケアにあたっては、外部専門機関及び関係部署との連携・協働が不可欠であり、こうしたケアを可能とする体制構築を目指す。また、児童虐待や夫婦間暴力の発生予防や家族再統合後の家庭支援の観点から、子ども家庭支援センターによる在宅での支援メニューの提供等、当該家庭と地域資源とのつながりの構築を目指す。

3 特別養子縁組の促進に向けた取り組み

(1) 現況

- ・区は、パーマネンシー保障の観点から、愛着関係の基礎を作る大切な時期である乳幼児期の子どもが、安心でき、温かく安定した家庭での生活に早期につながるため、実親による養育が困難な事例については、特別養子縁組の可能性を探り、実親による養育の意思を確認のうえ、出産後できるだけ早期の特別養子縁組につながることを基本方針としている。
- ・ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、都と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいる。

＜参考＞ 都による新生児委託推進事業の概要（平成29年7月より実施）

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。

- ・養子縁組里親の認定登録を受け、養子縁組候補児童とのマッチングが始まるまでの間、養育家庭としての役割を担うことができるよう、養子縁組里親と養育家庭の重複認定を可とし、その促進を図っている（令和2年度新規・年度中に実施予定）。

(2) 今後の取り組み

- ・区は、実親のアセスメントや縁組家庭とのマッチング業務等への民間事業者の活用を視野に、新たな特別養子縁組の推進体制の構築に取り組む。また、この新たな制度構築にあたっては、妊娠期面接等による特別養子縁組を必要とする事例の把握から養子縁組までの速やかな連携を目指すものとする。
- ・また、特別養子縁組の推進体制構築にあたっては、令和元年6月の民法等の一部を改正する法律の成立（令和2年4月施行）により、①養子候補者の上限年齢が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられるとともに、②特別養子縁組の成立の手続の見直しが行われ、特別養子縁組の成立要件の緩和等による制度の利用促進が図られていること、また、「特別養子適格の確認の審判」については、児童相談所長による申立て等が可能となったことなどを十分に踏まえ、これらの制度改正によるメリットの最大限の活用を図るものとする。

4 家庭と同様の環境における代替養育の推進

(1) 現況

区は、平成28年の児童福祉法改正の理念の実現に向け、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、母子生活支援施設、保育園、児童館などの区の地域資源と連携し、親子の在宅生活を支え、虐待の発生予防と養育困難家庭への支援などを行うとともに、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組んでいる。

ア、里親のリクルート・研修業務等の一元的な外部委託 【令和2年度新規】

- ・啓発・リクルートについては、民間事業者へ委託を行い※、民間事業者ならではの手法（対象を絞った戦略的な情報発信やリクルート経験のある人材の起用など）により、新たな里親家庭の開拓に取り組んでいる。
- ・里親のリクルート業務と併せ、研修・トレーニング業務を一元的に民間事業者へ委託することで、リクルートやアセスメントを通して把握した里親希望者の特性や状況に応じた研修を行うなど、里親の養育力向上に取り組んでいる。

※社会福祉法人東京育成園…世田谷区内で児童養護施設・保育園を運営している。令和元年12月にプロポーザルにより選定。

イ、児童相談所への相談専用窓口の設置 【令和2年度新規】

- ・児童相談所に里親登録の相談専用窓口を設置し、啓発・リクルート業務の委託事業者の職員が常時1名在席し、里親希望者の問い合わせや来所相談に対応している。

ウ、新たな手法による啓発活動等の実施

- ・令和2年8月31日より区の里親登録の案内等を掲載した専用HPを開設。里親制度についての説明の他、今後、里親インタビュー記事などの掲載を予定している（URL <https://seta-oya.com/>）。
- ・Twitter や LINE を活用した情報発信により、里親制度の認知向上を図っている。【令和2年度新規】
- ・養育家庭体験発表会と児童虐待防止講演会と合同で実施※している。

※令和元年度：サヘルローズ氏による講演、里親及び里子経験者による体験談の発表、パネルディスカッションを実施（参加者171名）。

- ・区内飲食店などを利用した「里親カフェ」を開催し、里親登録検討者が里親や里子経験者、施設職員と近い距離でコミュニケーションをとることができる機会としている。【令和2年度新規】

エ、里親家庭と児童のマッチング

- ・児童相談所に里親担当児童福祉司（1名）と里親対応専門員（1名・非常勤職員）を配置し、マッチング等の業務を専任で実施している。
- ・マッチングは、児童にとって最善の里親家庭を探すため、都区による広域調整

の一環として、都区全域で情報共有を行い、マッチング業務を実施している。

オ、チーム養育体制による里親養育支援

- ・児童相談所、委託事業者、施設・乳児院（里親支援専門相談員）、里親会、子ども家庭支援センター、地域関係機関（学校、医療機関等）等により構成する「チーム養育体制」を組み、里親家庭が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームの一員として日々里親・里子に寄り添い、様々なアドバイスを行いながら支援に取り組んでいる。
- ・里子の社会的自立の促進・安定を図るため、里親支援機関^{*}に自立支援相談員を配置し、自立を目指す里子（措置解除後も含む）や里親の相談援助を実施している。

※里親支援機関…区では東京公認心理師協会に委託。里親カウンセリングや自立支援など、養育委託後の相談・支援を主に担っている。

カ、専門養育家庭の育成 【令和2年度新規】

- ・里親と児童の多様なマッチングを可能とするため、養育が難しい児童を養育できる専門性の高い里親や、一時保護委託や短期養育委託が可能な里親の育成に向け、専門養育家庭研修に必要なテキストの購入及び考査を受けるために必要な経費の補助を行っている。

キ、医療相談 【令和2年度新規】

- ・区児童相談所では、医学的判断を要する事例などに医師が日常的に児童相談所の意思決定に関与することができるよう、児童相談所に小児科医、精神科医を常時配置している。この医師に対し、里親も相談できることとしており、養育中の子どもに係る医学的な相談や困りごとなどを医療面からもサポートできる体制としている。

ク、養子縁組里親と養育家庭の重複認定（登録） 【令和2年度新規】（再掲）

- ・養子縁組里親の認定登録を受け、養子縁組候補児童とのマッチングが始まるまでの間、養育家庭としての役割を担うことができるよう、養子縁組里親と養育家庭の重複認定を可とし、その促進を図っている（令和2年度中に実施予定）。

（2）今後の取り組み

① 里親委託率の目標設定

- ・区は、家庭養育の推進を目指し、里親委託率の向上に取り組むにあたっては、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）の達成を目指す。**【第4章「里親等委託・施設養育の推計と目標」を参照】**
- ・ただし、目標達成に向け、機械的に里親等委託を進めるものではなく、個々の子ども

もに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果に基づいて子どもの最善の利益の観点から行うものとし、子どもにとって最適な環境での養育を最優先に考えることを前提とする。

② 里親の認知度の向上に向けた取り組み

- ・里親の認知度の向上に向けた啓発活動を実施するにあたっては、里親の認定基準など里親制度についての正確な情報が広く周知されるよう努めるとともに、保育園、幼稚園、小・中学校等は、里親の支援者として位置づけられることから、教員等に対する支援者としての視点からの研修や、里親家庭への関わり方などの理解を深める研修の充実等に取り組む。
- ・里親登録に至る前の基盤づくりとして、ファミリーサポート事業の援助会員を増やす取り組みを促進するとともに、里親へのステップアップの働きかけ等の一層の強化・工夫に努める。
- ・区内には多くの大学があり、様々な事業において大学等との連携に取り組んでいる。こうした関係を活用し、若い世代に対し、多様な家族の形があることへの理解や、社会的養護の意義、また、自らの将来の選択肢のひとつとして里親制度があることなどを知ってもらう機会とするため、出前講座の実施などの啓発活動を行うとともに、大学の授業や研究等に積極的に協力するものとする。

③ 地域資源を活用した支援の展開

- ・民生・児童委員や子育て支援コーディネーター等の地域で活動する区民に対し、里親制度の理解促進を図るとともに、これらの区民が支援者として里親家庭を支える仕組みづくりに取り組む。また、同時に、里親の地域ネットワークへの参加を促進するなど、里親は社会的養護を担う地域機関の一員であることを踏まえた地域の子育て支援との連携に取り組む。
- ・当事者である里親家庭の意見を踏まえながら、通常の家と同様に、在宅サービスや母子保健事業を利用しやすくする工夫に努め、これらの地域資源による支援の利用促進を図る。

④ 里親支援体制の一層の充実

- ・国が示す「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」では、一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に継続的に提供されることが望ましく、一連の業務を包括的に委託することが望ましいとされている。これを踏まえ、令和3年度において、改めて里親支援体制の充実に向けた検討を行うものとし、令和4年度を目途に、それまでの取り組みの成果を踏まえた、フォスタリング業務の業務委託をはじめとする支援体制の見直しを行うものとする。

⑤ 愛着形成のための心理療法プログラムの活用

- ・児童養護施設や里親家庭、養子縁組家庭において、親子のコミュニケーションがうまく取れないなどの愛着障害のある児童の養育を支援するため、愛着形成のための心理療法プログラムの積極的な活用に取り組む。

⑥ 当事者である子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）の取り組み

- ・里親（養育家庭）委託や施設入所措置など、親子分離を伴う代替養育を行う措置は、子どもの安全を確保する上で必要な対応である一方、代替養育の場が子どもにとって必要かつ適切なものであるかについて、子どもは意見を聴取されるべきであるとの考えの下、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策について、実情を踏まえながら、さらに充実と改善に取り組む。
- ・里親（養育家庭）や児童養護施設等で措置されている子どもの第三者による更なる意見表明権支援制度の構築に向け、里親、施設関係者との協議を進め、当該制度の早期実現を目指す。

※50ページ「8 子どもの権利擁護について」参照。

⑦ ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実

- ・障害児や被虐待児、非行等の問題を有する子どもなど、一定の専門的ケアを必要とする子どもを養育するための専門養育家庭のさらなる育成促進に向け、リクルートやステップアップに資するよう研修内容の見直し等に継続して取り組む。

⑧ 配慮を必要とする児童の支援に向けた相談・専門支援機関との連携体制の構築

- ・発達障害などにより配慮を要する児童の代替養育のニーズが増加していることを踏まえ、これらの児童の日常の養育にあたり、適切な支援を受けられるよう、身近な相談機関や専門支援機関との連携体制の整備に取り組む。

5 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

（1）現況

- ・区の児童養護施設における小規模化の状況は、令和2年4月1日現在において100%となっている。

※22ページ「(2) 児童養護施設の小規模化の状況」参照。

- ・また、区は、更なる小規模かつ地域分散化の推進に向け、施設整備を行う際には、国庫補助金を活用した財政支援等を行うなど、できる限り良好な家庭環境が確保された質の高い個別ケアの実現の促進を図っている。

(2) 今後の取り組み

① 施設で養育が必要な子ども数の見込みに基づく施設整備の促進

- ・計画策定要領では、施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計することとされており、区はこれを踏まえ、同要領に示す算出方法に従い、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出した。

※62ページ「4 施設養育の必要量の推計」参照。

- ・区は、この必要量の見込みに基づき、施設整備の促進を図るものとし、整備にあたっては、小規模かつ地域分散化のための国庫補助金を活用した財政支援等を行うなど、できる限り良好な家庭環境が確保された質の高い個別ケアの実現の促進を図るものとする。

② ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実

- ・児童養護施設へのアウトリーチ支援の充実に取り組むなど、障害のある児童に対し、最適な養育環境が提供できるようバックアップ機能のさらなる充実を図るものとする。

③ 施設の多機能化

- ・区は、施設がこれまで培ってきた豊富な経験とノウハウを活かした多機能化に取り組むにあたり、必要となる環境整備を支援するとともに、国庫補助金を活用した財政支援等を行うなど、多様なニーズに対する、より専門性の高い受け皿として、機能拡充の促進を図るものとする。

<参考> 「都道府県社会的養育推進計画策定要領」における施設養育の整備の考え方

- ・「都道府県社会的養育推進計画策定要領」においては、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定することとされている。
- ・また、計画策定要領では、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要であるとの考え方のもとで、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくことが示されている。

④ 愛着形成のための心理療法プログラムの活用（再掲）

- ・児童養護施設や里親家庭、養子縁組家庭において、親子のコミュニケーションがうまく取れないなどの愛着障害のある児童の養育を支援するため、愛着形成のための心理療法プログラムの積極的な活用に取り組む。

⑤ 当事者である子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）の取り組み（再掲）

- ・里親（養育家庭）委託や施設入所措置など、親子分離を伴う代替養育を行う措置は、子どもの安全を確保する上で必要な対応である一方、代替養育の場が子どもにとって必要かつ適切なものであるかについて、子どもは意見を聴取されるべきであると

の考えの下、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策について、実情を踏まえながら、さらに充実と改善に取り組む。

- ・里親（養育家庭）や児童養護施設等で措置されている子どもの第三者による更なる意見表明権支援制度の構築に向け、里親、施設関係者との協議を進め、当該制度の早期実現を目指す。

※50ページ「8 子どもの権利擁護について」参照。

6 代替養育のもとで育つ子どもたちの自立支援

(1) 現況

- ・区は、児童養護施設退所者等（以下、「退所者等」という。）への支援として、せたがや若者フェアスタート事業^{*}の継続実施に取り組んでいる。また、家庭復帰の子どもを含め、メルクマールせたがや、青少年交流センターなどの若者支援機関、児童館、不登校・ひきこもりに関わる教育委員会等の関係機関と連携した情報共有や効果的な関わりなど、切れ目のない支援に取り組んでいる。
- ・平成28年4月から事業を開始した、せたがや若者フェアスタート事業の一環である奨学金の給付制度^{*}については、社会情勢の変化等を踏まえながら、学習意欲のある子どもの進学支援に必要な充実を図るとともに、制度を知らずに進学を断念することがないように周知の徹底を図り、里親・施設等による情報格差が生じないように工夫に努めている。

※児童養護施設等を巣立った若者が、学業と生活を両立しながら社会的自立に向けて安定した生活を継続することは困難な実態があることから、区は、すべての若者が同じスタートラインに立ち、未来を切り開くためのしくみとして、児童養護施設退所者等を対象に、住宅や居場所の支援、奨学金の給付を行っている。

- ・本奨学金は、退所者等の社会的自立を社会全体で支える仕組みとするため、「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」として創設し、この基金を原資としている。事業を開始以来、年々寄附者が増加し、令和2年3月末時点で1,368名から、総額1億983万3,758円の寄附となった。なお、令和元年度の奨学金給付実績は、9名に総額317万5千円を給付している。
- ・今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大学等^{*}に進学した退所者等について、アルバイト等の収入の減少や、親族からの援助が受けられなくなるなど、さらなる経済的支援を要する事態が生じているため、奨学金の給付対象経費の拡大と給付額の上限額の撤廃、年度途中における給付の申請（再申請含む）を可能にするなど、進学した者が継続して在籍できるよう、制度の見直しを行っている。

※大学等…大学・短期大学・高等専門学校、専門学校

(2) 今後の取り組み

- ・区は、児童相談所による一貫したアセスメントに基づき、入所期間中の支援から自立後の見守りまで、施設や関係機関等と連携した支援に引き続き取り組むことを基本的な考え方とし、社会に出るにあたり、個々の子どもにあわせた自立支援が展開できるよう、家庭での生活を経験する機会の設定や、支援や見守りに携わる地域の人材確保・育成など、多様な支援メニューの整備に引き続き取り組む。
- ・せたがや若者フェアスタート事業を継続し、関係機関と連携した情報共有や切れ目のない支援を展開するとともに、より効果的な支援に向け、有識者、支援団体等との意見交換を行い、必要となる制度の見直しに引き続き取り組む。
- ・以上の取り組みのほか、奨学金（基金）、住宅、居場所の各支援についての平成28年の事業開始以降の評価検証や、有識者、支援団体等との意見交換を行い、より効果的な支援に向け、必要となる制度の見直しに取り組む。

7 一時保護児童への支援体制の強化

(1) 現況

① 適切な保護の実施

- ・区は、一時保護にあたっては、以下の事項を基本方針とし、適切な保護の実施に努めている。
 - ア、虐待の予防から一時保護、里親（養育家庭）委託や施設への入所措置、その先の家庭復帰や養子縁組など、一連の業務を通じた子どもの最善の利益を最優先とする一貫した方針の下で、保護する子どもの年齢や性別、状況等に応じた適切な生活環境を提供することを基本とする。
 - イ、一時保護は子どもの行動を制限するため、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
 - ウ、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保する。
- ・前項の基本的な考え方に沿うとともに、家庭的な環境の下での一時保護を原則とし、里親（養育家庭）・ファミリーホーム・自立援助ホームへの保護委託を優先して行うとともに、さらに一時保護委託の委託可能数を増やす取り組みを進めている。また、同時に、専門性・秘匿性を必要とする児童の保護については、里親（養育家庭）・ファミリーホーム・自立援助ホームでの保護に代え、次のとおり保護を行うことで、子どもの状況等に応じた適切な生活環境と援助の提供に努めている。
 - ア、2歳未満の乳児の保護：乳児院への保護委託

イ、2歳以上の児童の保護：区の整備する一時保護所における保護

- ・一時保護にあたっては、保護期間中における通学、友人関係、また児童相談所による支援等を考慮し、区内での保護を原則としている。ただし、区外での一時保護が望ましいケースにおいては、都及び児童相談所設置区は、広域調整の一環として、一時保護の相互委託を行うこととしており、この相互委託を活用することで、適切な生活環境と援助の提供に努めている。

② 家庭的な環境の一時保護所の整備

- ・区は、一時保護所の開設に際し、子どもたちのプライバシーが守られ、安心して過ごすことができるよう、家庭的な雰囲気のもと日常的な支援を行うための環境整備を行っている。

ア、学齢男子（個室8人）、学齢女子（個室6人）、幼児（相部屋6人）の合計20人の入所施設*とし、学齢児の居室については、プライバシーの確保、精神的な安定の確保、また、様々な事情を抱えた児童が、他人と同室で過ごすことで発生するトラブル等の未然防止のため個室としている。

※ 個室間の間仕切りを移動させて相部屋化することで最大26人の入所が可能な設計としている。

イ、児童が落ち着いた共同生活を送ることのできるよう少人数グループの生活環境としている。また、居住スペースには、職員と子どもが食事を一緒に作ることができる基本的な機能を備えた簡易キッチンを設置するとともに、歓談・食事ができる空間（ホール）を整備している。

ウ、学習室や自由に過ごせるラウンジ、砂遊びやボール遊びができる庭等を設け、子どもの日中の活動の場とすることで、閉鎖空間であっても生活面のメリハリや自由度が上げられる設計とする。併せて、ソフト面でも日々の支援を通じて、安心度を高める日課を提供している。

③ 一時保護所における権利擁護の取り組み

- ・弁護士等を一時保護所第三者委員として設置し、委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子ども達の様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、日頃の不満などの意見を聞き取る取り組みを行っている。聞き取った内容は適切に児童相談所等へ伝達し、適宜子どもの意見を運営に反映するなどの改善に努めている。
- ・外部評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた評価を定期的実施する（3年に1回の実施を想定・令和2年度中に第1回目の評価を実施予定）。
- ・入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図り、入所者等の権利擁護、一時保護所が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保する体制として、児童相談所一時保護課長等による苦情解決責任者の位置づけを明確にしている。

- ・子どもが一時保護所に入所する際は、子どもの権利や一時保護所において生活する際のルールが分かりやすく記載された「一時保護所のしおり」を配付するとともに、一時保護所内での相談方法や不満や意見、改善要望などがあった場合の意見表明等を子どもに丁寧に説明している。
- ・一時保護所内の子どもが誰にも見られずに、自身の意見の記載や、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる意見箱を設置しており、また、投函する紙面には子どもの意向に応じた宛先（第三者委員、せたがやホッと子どもサポート（せたがやホッと）等）を予め記載し、関係者のみが内容を確認できるような工夫を講じている。
- ・一時保護所内の基本的なルールなどについて、定期的に子ども達のみで話し合い、決めていくこととしており、これにより一時保護所内の子どもの権利保障に努めている。
- ・子ども達が一時保護所内で生活する中での不満や意見を定期的に一時保護所職員が聞く機会を設け、子ども達が思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性の構築に努めている。

（２）今後の取り組み

- ・一時保護所という施設の特性も踏まえ、子どもとの関係性構築のあり方や、聞き取った意見への早期対応などの事例、外部評価の結果などを踏まえながら、常に一時保護所の適正な運営が図られていることを確認するとともに、必要に応じて適切な運営改善に努めるものとする。
- ・また、第三者委員等の意見も踏まえ、権利擁護の仕組みが適切に機能しているかについても検証を行い、必要な改善に取り組むものとする。

8 子どもの権利擁護について

（１）現況

① 一時保護された子どもにかかる権利擁護の取り組み

- ・前項「7 一時保護児童への支援体制の強化」参照

② 措置等にあたっての子どもの意見聴取の取り組み

- ・一時保護所や児童養護施設等への入所、里親（養育家庭）委託などを実施する場合において、子どもの意見が尊重され、権利が守られた適切な養育環境を提供することを基本的な考え方としている。この方針に基づき、区の児童相談所は、措置をはじめとする子どもの援助にあたっては、子どもへの十分な説明に努めるとともに、子どもから意見を聴取し、援助方針決定に反映させるよう努めている。

③ 措置された子どもにかかる権利擁護の取り組み

- ・措置された子どもに対して、施設や里親（養育家庭）のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載された「子どもの権利ノート」を配布している。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先や、せたホッと^{*}宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みを設けている。

※一時保護、措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあった場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたホッとへ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いて、せたホッととの制度や連絡方法を周知している。相談等を受けたせたホットは、関係機関との連携・協力のもと、助言や支援を行い、個別救済のための申立等があった場合は、関係機関に対し調査、調整等を行うことで問題の解決を図る。

＜参考＞せたホットの基本対応方法

- ・被措置児童がせたホットへの相談を希望した場合には、従来の電話相談、メール相談等で行うことを基本としている。
- ・一時保護された子どもについては、意見用紙に手紙でのやり取りを希望することや直接会っての面談を希望するなど、子どもの希望に応じた連絡方法を選択できるよう工夫を講じるとともに、面談にかかる日程調整などを必要最低限の職員等で調整するなど、可能な限り相談事実の秘匿性を担保している。

④ 被措置児童等虐待対応について

- ・児童福祉法第33条の14の規定により、被措置児童等虐待^{*}に係る通告、届出がされた場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区はこれらの確認業務を、施設等の検査・指導担当所管において実施する。また、同法第33条の16の規定に基づき、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

※「被措置児童等虐待」について（児童福祉法（抄））

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

⑤ 子どもに対する子どもの権利の周知について

- ・区は、子どもが自ら持っている権利を分かりやすく説明する周知チラシ等の配布などを行っている。
- ・これに併せて、人権侵害があった場合の相談・連絡方法や、子ども自身で直接相談できることの周知を行っている。

(2) 今後の取り組み

① 被措置児童の意見表明支援のための第三者委員制度の構築

- ・一時保護された子どもの意見表明支援のための第三者委員制度に加え、令和2年6月に公表された国の「アドボカシーに関するガイドライン」に基づき、里親（養育家庭）や児童養護施設等で措置されている子どもや、自立に向けて準備をしている子どもなど、児童相談所が関わる支援のあらゆる場面に直面する子どもに対する「子ども意見表明支援員」の設置も含めた、第三者による意見表明支援のための仕組みづくりに取り組む。
- ・なお、この仕組みづくりにあたっては、新たに設置する「子ども意見表明支援員」等は、子どもの意見表明支援をアウトリーチする機能を有するものとし、施設等において子どもの権利を制限するようなルールが設けられること等を防ぐために日常生活を見守る。また、改善を勧告した場合に適切に改善が図られるよう、その機能の保障も含めて制度構築を進めるものとする。

② 一時保護児童・被措置児童虐待防止に向けた取り組み

- ・本来、子どもが安心して過ごせる場である一時保護所や施設等において、職員による性的虐待等の発生が後を絶たないことを踏まえ、施設等における職員の勤務実態等の把握を行うとともに、虐待発生防止に向けた、組織体制のあり方等の具体的な方策の策定と実施に取り組む。
- ・また、子どもの性的指向等、多様性を認め、職員が適切な対応を行い、子どもの権利や人権を侵害することがないように、一時保護所や施設等職員に対する一貫した人権教育の実施と徹底した意識改革に取り組む。

③ 人権教育との連携

- ・子ども自身に、意見表明の必要性や意義、仕組みを理解してもらうとともに、様々な意見表明方法を伝えることで、子ども自身の考えでこれらの権利擁護の仕組みを利用できるよう、関係機関等と連携しながら、人権教育等と併せての周知の強化に取り組む。

④ 関係機関や子どもとの意見交換の実施

- ・子どもの権利擁護にかかる関係各機関や、子ども自身との意見交換を定期的に行うなどしながら、子どもが利用しやすい、適切な意見表明支援としてそれぞれの制度が機能するよう、常に見直しを図るものとする。

9 その他

(1) 要保護児童等に関する全国情報共有システムへの参加

- ・近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引継ぎや、児童相談所と区市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・こうした状況を踏まえ、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・区市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、システム整備を進めることとしており、国において、各自治体が使用する全国統一のシステムの開発を行うこととした。
- ・現在、国は、令和3年4月を始期としたシステム構築を進めており、区としても令和3年度早期に当該システムへ参加するものとし、その準備を進める。

(2) 計画の進捗管理と見直し

- ・区は、本計画に掲載した児童数の推計結果や、数値目標・評価のための指標、事業の進捗状況について、毎年度取りまとめるものとし、これを「世田谷区児童福祉審議会」に報告するとともに、区ホームページ等で公表するものとする。
- ・「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」の終期である令和6年度を目安として、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの促進を図るものとする。

第4章 里親等委託・施設養育の推計と目標

1 推計にあたっての前提条件

(1) 推計の方法

- ・「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出方法は以下のとおりとされている。

(代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出方法)

子どもの人口（推計・各歳ごと）^{※1} × 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）^{※2}
＝代替養育を必要とする子ども数

※1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（高位推計）又は各都道府県での実態に即した人口推計

※2：「代替養育が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

(ア) 現在、代替養育が必要な子ども数の算出に有用と考えられるデータ

- a. 現に入所措置又は里親等委託されている子ども数（以下「入所措置等子ども数」という。）の子ども人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

(イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

- b. 「新規入所措置等子ども数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- d. 一時保護子ども数（一時保護所・委託一時保護）の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去○年間の状況及び伸び率
- f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に係る事業の量等のデータ
- g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（子ども数）の過去○年間の状況及び伸び率
- h. 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去○年間の状況及び伸び率

注：○については、現在の状況や近年の動向、市区町村の取組みなどを踏まえ、各自治体で定めることとされている。

- ・しかしながら、国で示す策定要領のうち、潜在的需要の算出に係る数値、割合の算出については、過去の状況を踏まえる必要があるため、令和2年4月1日に児童相談所を開設した当区においては、これを独自で算出することは困難である。
- ・ついては、本計画においては、都全体の児童人口に占める代替養育を必要とする児童数の割合、区の18歳未満人口の割合を基に、代替養育を必要とする児童数を推計するものとする。

(2) 計画数値の補正

- ・今後、代替養育を必要とする児童の増加が見込まれる一方、家族再統合・家庭復帰の促進や、特別養子縁組の促進などによる代替養育を必要とする児童数の減少などにより、年次ごとの目標数値と、実績に基づく将来推計に差異が生じるものと見込まれる。については、年次ごとに目標達成状況の検証を行うとともに、あわせて必要に応じて、推計値の再算定と目標数値の見直し等を行うものとする。
- ・なお、一連の取り組みにあたっては、家庭養育優先の考えの下、家族再統合・家庭復帰に向けた支援や、特別養子縁組の一層の推進に取り組むことを前提とする。目標数値の見直しにあたっては、代替養育のニーズ量の動向とともに、これらの取り組みの成果等も見通したうえで修正を加えるものとする。

(3) 広域調整による里親（養育家庭）・施設等の相互利用と区の目標について

- ・都及び児童相談所設置区は、広域調整の一環として、里親（養育家庭）・施設等への養育委託・入所措置の相互利用を行うこととしており、この相互利用により、子どもの状況に合わせ、広く最善の生活環境等をマッチングできることとしている。
- ・しかしながら、実際には、子どもがそれまで生まれ育った地域とのつながりや、通学、友人関係、また児童相談所による家庭復帰に向けたプログラムの実施等を考慮すると、区内における代替養育の提供が望まれるケースがほとんどであり、他自治体所在の里親（養育家庭）・施設等への養育委託・入所措置を必須とするケースは僅少である。

＜参考＞ 他自治体所在の里親（養育家庭）・施設等への養育委託・入所措置を必須とするケースの現況
・区児童相談所に対し、他自治体所在の里親（養育家庭）・施設等への養育委託・入所措置を行っているケースのうち、他自治体での代替養育が必須のケースの有無について調査を行った（令和2年7月1日時点調査）。
・結果、他自治体所在の里親（養育家庭）・施設等への養育委託・入所措置を必須とするケースは100件中5件にとどまっている。

- ・については、本計画においては、広域調整による里親（養育家庭）・施設等の相互利用を念頭に置いた目標数値の下方修正等を行わず、引き続き子どもの最善の利益の立場から、区内における養育委託・入所措置を前提とした代替養育の実施に取り組むとともに、区内におけるこれらのニーズを満たすべく受け皿の拡充に取り組むものとする。

2 代替養育を必要とする児童数の推計

(1) 算出手順

① 代替養育を必要とする児童数の算出式

代替養育を必要とする児童数の推計＝
現在の措置児童数＋（新規措置児童数－退所児童数）＋（潜在需要の推計①＋②）

※算出過程については巻末64ページ～68ページ参照

② 算出式で用いる係数の推計

ア、新規措置児童数（新たに代替養育が必要となる児童数）の推計

都における新たに代替養育を必要とする児童数の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における新たに代替養育を必要とする児童数を推計する。

イ、退所児童数（自立等により代替養育が不要となる児童数）の推計

都における措置児童数に対する退所児童数（自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなる児童数）の比率を用いて、「ア」に基づく区の年次別の措置児童数の推計に乗じることで、区における退所児童数を推計する。

ウ、潜在需要の推計①

＜a：在宅指導中の児童の推計＞

都における在宅指導中児童数の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における在宅指導中の児童数を推計する。

＜b：在宅指導中児童のうち施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童＞

都における在宅指導中の児童のうち「施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童」の比率を用いて、「a」に基づく区の在宅指導中の児童数の推計に乗じることで、区における代替養育の潜在需要①を推計する。

エ、潜在需要の推計②

＜c：潜在的な児童虐待事案の推計＞

都は、平成31年度において、児童虐待が疑われる事案にかかる緊急点検を実施した。都における児童人口に対する調査で把握された虐待の恐れのある事案の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における潜在的な児童虐待事案の潜在量を推計する。

＜d：潜在的な児童虐待事案のうち入所措置等を必要とする可能性のある児童＞

「ア」の新規措置児童数の比率を用いて、cにより推計した潜在的な児童虐待事案の推計に乗じることで、区における代替養育の潜在需要②を推計する。

(2) 区における代替養育を必要とする児童数の算出結果

<代替養育を必要とする児童数推計>

区分	令和2年度 (7月1日現在の措置等児童)	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
3歳未満	13人	26人	29人	32人
3歳以上就学前	6人	28人	31人	34人
学童期以降	99人	202人	227人	251人
合計	118人	256人	287人	317人

【参考：都全体における代替養育を必要とする児童数の算出結果】

(代替養育を必要とする児童数推計)

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	406人	490人	499人	505人
3歳以上就学前	428人	535人	544人	550人
学童期以降	3,147人	3,539人	3,594人	3,643人
合計	3,981人	4,564人	4,637人	4,698人

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

3 里親等委託の目標

(1) 里親等委託率の目標値

- ・「代替養育を必要とする児童数の推計」に基づき、令和6年度に「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）を達成するとした場合、目指すべき里親委託数は次のとおりとなる。

区分	令和2年度 (7月1日現在里親 に養育委託されて いる児童数)	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
3歳未満	6人 46.2%	20人 75.0%	22人 75.0%	24人 75.0%
3歳以上就学前	1人 16.7%	21人 75.0%	23人 75.0%	26人 75.0%
学童期以降	17人 17.2%	101人 50.0%	113人 50.0%	125人 50.0%
合計	24人 20.3%	141人 55.3%	158人 55.2%	175人 55.2%

(2) 里親等登録数の目標整備量

① 目標整備量

- ・都における平成30年度末時点の全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約67%であったことを踏まえると、里親委託等すべき児童数の約1.49倍の登録家庭が必要になると見込まれる。これに基づき、各年度における里親等委託数の目標数に対し、必要となる登録家庭数の係数（1.49倍）を乗じると、各年度における登録家庭数の必要見込み量は下表のとおりと見込まれ、この見込み量をもって区の里親等登録数の目標整備量として定めるものとする。

区分	令和2年度 (7月1日現在の 委託児童数及び 里親等登録数)	令和6年度	令和8年度	令和11年度
里親等委託数 (目標) (A)	24人	141人	158人	175人
里親等登録数 (A×1.49)	43家庭	210家庭	235家庭	261家庭

② 令和6年度までの各年次別整備目標量

- 令和6年度に向け、各年度に均等に整備目標を課すものとし、次の数値を各年度の達成目標として、里親家庭の登録数の拡充等に取り組むものとする。

区分	令和2年度 (7月1日現在の 委託児童数及び 里親等登録数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
里親等委託数 (目標) (A)	24人	53人	82人	111人	141人
里親等登録数 (A×1.49)	43家庭	79家庭	122家庭	165家庭	210家庭

(3) 取り組みの評価・検証

① 評価・検証の基本的な考え方

- 区は、数値目標の達成に向けた取り組みを進めるにあたっては、機械的に里親等委託を進めるものではなく、個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果に基づいて子どもの最善の利益の観点から行うものとし、子どもにとって最適な環境での養育を最優先に考えることを前提とする。
- この考えに基づき措置を行った場合、実績と目標数値が乖離することが予想されるときにも、里親等委託率だけでは区の取り組みの適切な評価にはならないと考えられる。ついては、各年次における評価・検証にあたっては、里親委託率に加え、子どもの最善の利益の観点から、十分なアセスメントが行われていること、また、里親委託が適している児童が適切に里親等委託されていることについてもあわせて評価・検証を行うものとする。

② 評価・検証の方法

区は、次の手順により、各年次において状況を把握のうえ、評価・検証を行うものとする。

1) 十分なアセスメントの実施の確認

区は、児童相談所において、児童相談所運営指針第1章第5節「4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討」*に基づく十分なアセスメントが行われているかについて、援助方針会議等の記録に基づき確認を行うものとする。

※児童相談所運営指針第1章第5節「4. 援助指針（援助方針）の実行及び再検討」

(1) 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をする場合、児童相談所は、援助指針（援助方針）に基づき、事前に里親等又は児童福祉施設等と協議を行った上で、援助指針（援助方針）を策定すること。

(2) その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針（援助方針）

については、里親等又は児童福祉施設等の意見も踏まえながら、一定の期間（3～4か月に1回程度）をおいて再検討を加えることとし、その際、施設入所中の子どもについては、個々の状況に応じて、里親委託や養子縁組を検討するなど家庭養護への移行に向けた最大限の努力を行うこと。特に、乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であることから、数か月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること。また、援助指針（援助方針）の見直しに当たっては、子ども及びその保護者の意向を聴取するなど、これらの者の参加を得て再検討を加えていくことが望ましい。

2) 潜在的な里親等委託児童の把握

- ・区は、1)の確認にとともに、施設に入所している児童の里親等委託の可能性等について調査を行うものとする。
- ・そのうえで、里親等委託が適していたが委託できていなかった児童及び家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童^{※1}を潜在的な里親等委託児童数として把握する^{※2}ものとする。

※1 家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童…現在は施設に入所措置されているものの、家庭復帰に向けて、児童相談所の支援の下で家族と交流を行っている児童。家庭での生活が可能な状況にある児童であり、本来は里親等への養育委託の可能性が考えられることから、潜在的な里親等委託児童として抽出を行う。

※2 現状を把握するため、令和2年7月1日時点で施設に入所している児童について、里親等委託の可能性等について調査を行った。その結果、里親等委託が適していたが委託できていなかった児童12人、家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童13人の合わせて25人が潜在的な里親等委託児童数として把握されたところである。

<里親等委託の可能性等調査の結果集計（令和2年7月1日時点調査）>

区分		全体		3歳未満		3歳以上就学前		学童期以降	
里親等に委託されている児童		24人	20.3%	6人	46.1%	1人	16.7%	17人	17.2%
施設入所措置中の児童	里親等委託が適していたが委託できていなかった児童	12人	10.2%	3人	23.1%	1人	16.7%	8人	8.1%
	家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童	13人	11.0%	2人	15.4%	1人	16.7%	10人	10.1%
	その他（里親等委託が適していなかった児童） ^{※3}	69人	58.5%	2人	15.4%	3人	50.0%	64人	64.6%
計 ^{※4}		118人	100.0%	13人	100.0%	6人	100.1%	99人	100.0%

※3 その他（里親等委託が適していない児童）の例…調査の際、里親等委託が適していないと判断された理由としては、「専門的な対応を要する」「児童本人が施設への継続入所希望」、「児童本人が里親等への委託拒否」、「保護者の状況から里親等委託が困難」などが挙げられる。

※4 小数第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない。

3) 評価

本来は、里親等への養育委託が適している児童のすべてについて、里親等へ養育委託が達成される必要があることから、潜在的な里親等委託児童が生じないことが望まれる。

このことを踏まえ、区は、次のことを公表するとともに、里親等への養育委託が適している児童のすべてを里親等へ養育委託ができるよう、里親登録数の一層の拡充や、その他必要な改善措置を講じるものとする。

<公表事項>

- ・里親等委託数、里親等登録数、里親等委託率
- ・潜在的な里親等委託児童数の発生状況（子どもの最善の利益の観点からの里親委託等の実施状況）

4 施設養育の必要量の推計

(1) 施設で養育が必要な児童数

「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計すると、次のとおりとなる。

区分	令和2年度 (7月1日現在 施設入所措置中 の児童)	令和6年度	令和8年度	令和11年度
3歳未満	7人	7人	7人	8人
3歳以上就学前	5人	7人	8人	9人
学童期以降	82人	101人	113人	125人
合計	94人	115人	128人	142人

(2) 「必要な施設定員数」の推計

① 推計方法

- 都における施設の入所率は、次のとおりとなっている。
 - 3歳未満 約80% (乳児院の入所率)
 - 3歳以上就学前と学童期以降 約95%
- この入所率は、児童の特性と施設の状況が必ずしも一致せず、余裕を持った定員設定が求められている実情が実績に反映されたものと考えられる。こうしたことを踏まえ、(1)により算出した「施設で養育が必要な児童数」の需要に応えるため、必要な施設定員数を推計するにあたっては、次の係数を用いるものとする。
 - 3歳未満 施設で養育が必要な児童数×125%
 - 3歳以上就学前と学童期以降 施設で養育が必要な児童数×105%

② 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」に①の係数を乗じ、必要な施設定員数を推計すると次のとおりとなり、区はこの推計値をもって必要な施設定員数の整備目標とする。

区分	令和2年度 (7月1日現在 区内施設定員数)	令和6年度	令和8年度	令和11年度
3歳未満	—	9人	9人	10人
3歳以上就学前	—	7人	8人	9人
学童期以降	—	106人	119人	132人
合計	109人*	122人	136人	151人

※区内施設(児童養護施設2施設)について、年齢区分による施設定員の区分けは行っていない。

③ 令和6年度までの各年次別整備目標量

令和6年度に向け、各年度に均等に整備目標を課すものとし、次の数値を各年度の達成目標として、施設定員数の整備に取り組むものとする。

区分	令和2年度 (7月1日現在 区内施設定員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳未満	—	2人	5人	7人	9人
3歳以上就学前	—	7人	7人	7人	7人
学童期以降	—	103人	104人	105人	106人
合計	109人	112人	116人	119人	122人

(3) 整備方針

① 3歳以上就学前、学童期以降の児童の施設養育（再掲）

- ・区は、この必要量の見込みに基づき、施設整備の促進を図るものとし、整備にあたっては、小規模かつ地域分散化のための国庫補助金を活用した財政支援等を行うなど、できる限り良好な家庭環境が確保された質の高い個別ケアの実現の促進を図るものとする。

※45ページ「5 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」参照。

② 3歳未満の施設養育

- ・現在、区内には乳児院が存在していない。よって、乳児院への措置が必要な場合は、区外の乳児院へ入所措置を行っている。引き続き、区外の乳児院との連携を図りながら、必要量の確保に努めるものとする。
- ・これと同時に、これまでは施設養育が適するとされていた児童であっても、これを養育できる専門性の高い里親（専門養育家庭）の育成に努めるものとする。

第5章 参考資料

1 代替養育を必要とする児童数の推計資料

(1) 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）の推計

① 推計方法

都における新たに代替養育を必要とする児童数の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における新たに代替養育を必要とする児童数を推計する。

② 都の推計

- ・児童人口推計をもとに、児童相談所における養護相談対応件数を推計（相談件数推計）する。
- ・都において、相談件数推計に、平成30年度における新規措置児童数（728人）を養護相談対応件数（25,226件）で割った比率（新規措置比率）の平成28年度から30年度までの3か年平均は、3.52%となる。
- ・なお、都全体を通して算出される推計値は次のとおりとなる。

区分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
児童人口推計	1,945,268人	1,948,602人	1,945,233人
相談件数推計	25,551件	25,594件	25,550件
新規措置比率	3.52%	3.52%	3.52%
新規措置児童数	899人	901人	899人

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

③ 区の推計

都の新規措置比率の平成28年度から30年度までの3か年平均3.52%を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じ、区における新たに代替養育を必要とする児童数を推計すると、次のとおりとなる。

<区における新規措置児童数の推計>

区分	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
児童人口推計	137,810人	140,988人	143,994人
相談件数推計	1,810件	1,852件	1,891件
新規措置比率	3.52%	3.52%	3.52%
新規措置児童数	64人	65人	67人

(2) 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）の推計

① 推計方法

都における措置児童数に対する退所児童数（自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなる児童数）の比率を用いて、区の年次別の措置児童数の推計に乗じることで、区における退所児童数を推計する。

② 都の推計

- ・措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）の平成28年度から30年度までの3か年平均は、19.33%となる。
- ・なお、都全体を通して算出される推計値は次のとおりとなる。

区 分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
前年度措置児童数	4,404人	4,492人	4,570人
退所児童数比率	19.33%	19.33%	19.33%
退所児童数	851人	868人	883人

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

③ 区の推計

都の比率を用いて、区の年次別の措置児童数の推計に乗じることで、区における退所児童数を推計すると、次のとおりとなる。

<区における退所児童数推計>

区分	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
前年度措置児童数	247人	277人	307人
退所児童数比率	19.33%	19.33%	19.33%
退所児童数	48人	53人	59人

(3) 潜在需要の推計①（在宅指導中児童のうち施設等の利用が可能であった児童の推計）

① 児童人口に対する在宅指導中児童数の推計

ア、推計方法

都における在宅指導中児童数の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における在宅指導中の児童数を推計する。

イ、都の推計

- ・都における児童人口に対する在宅指導中児童数の比率は0.15%（平成30年5月1日及び令和元年5月1日時点の2か年の平均）となる。
- ・なお、都全体を通して算出される推計値は次のとおりとなる。

区分	平成30年 5月1日	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
在宅指導中児童数	2,744人	2,918人	2,923人	2,918人

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

ウ、区の推計

都の比率を用いて、各年度における児童人口推計に乗じることで、区における児童相談所による在宅指導中の児童数を推計すると、次のとおりとなる。

<区における在宅指導中児童数推計>

区分	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
在宅指導中児童数	207人	211人	216人

② 在宅指導中児童のうち施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童の推計

ア、推計方法

都における在宅指導中の児童のうち「施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童」の比率を用いて、区の在宅指導中の児童数の推計に乗じることで、区における代替養育の潜在需要を推計する。

イ、都の推計

- ・都において、在宅指導中の児童数に施設等の利用が可能であったが、利用できなかった児童の割合は、施設3.00%、里親（養育家庭）0.69%（平成30年度及び令和元年度児童相談所調査結果の2か年平均）となる。

- ・なお、都全体を通して算出される推計値は次のとおりとなる。

区 分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
施設	87人	87人	87人
里親等	20人	20人	20人
合計	107人	107人	107人

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

ウ、区の推計

都の比率を用いて、区の在宅指導中の児童数の推計に乗じることで、区における代替養育の潜在需要を推計すると、次のとおりとなる。

<区における在宅指導中児童数推計>

区分	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
施設	6人	6人	6人
里親等	1人	1人	1人
合計	8人	8人	8人

(4) 潜在需要の推計②（潜在的な児童虐待事案のうち入所措置等を必要とする可能性のある児童の推計）

① 推計方法

都は、平成31年度において、児童虐待が疑われる事案にかかる緊急点検を実施した。都における児童人口に対する調査で把握された虐待の恐れのある事案の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における潜在的な児童虐待事案の潜在量を推計する。

さらに、これに新規措置児童数の比率を乗じることで、区における代替養育の潜在需要を推計する。

② 都の推計

- 都において、「虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検」（内閣府・厚生労働省・文部科学省通知に基づく平成31年4月等調査）で、132人が「虐待の恐れあり」との結果をもとに、令和11年度までの虐待の恐れがある児童を推計した。この推計に、新規措置比率3.52%を乗じて、施設への入所等を必要とする児童を推計した。

- なお、都全体を通して算出される推計値は次のとおりとなる。

区分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
虐待の恐れがある児童	134人	134人	134人
入所児童推計	5人	5人	5人

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

③ 区の推計

都の比率を用いて、令和11年度までの区の年次別の児童人口に乗じることで、区における潜在的な児童虐待事案の潜在量を推計し、さらに、これに新規措置児童数の比率を乗じて区における代替養育の潜在需要を推計すると、次のとおりとなる。

区分	令和6年度 (4年目)	令和8年度 (6年目)	令和11年度 (9年目)
虐待の恐れがある児童	9人	10人	10人
入所児童推計	0人	0人	0人